

## 土木森林環境委員会会議録

日時 平成25年12月10日(火) 開会時間 午前10時10分  
閉会時間 午後5時21分

場所 北別館505会議室

委員出席者 委員長 山田 一功  
副委員長 永井 学  
委員 高野 剛 浅川 力三 望月 勝 保延 実  
齋藤 公夫 樋口 雄一 安本 美紀

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

県土整備部長 上田 仁  
県土整備部理事 井上 和司 県土整備部次長 大野 昌仁  
県土整備部技監 河西 秀樹 県土整備部技監 野中 均  
総括技術審査監 小野 邦弘 県土整備総務課長 末木 鋼治  
美しい県土づくり推進室長 丸山 裕司 建設業対策室長 遠藤 正記  
用地課長 清水 豊 技術管理課長 手塚 岳生  
道路整備課長 大久保 勝徳 高速道路推進室長 細川 淳  
道路管理課長 鈴木 洋一 治水課長 中嶋 晴彦 砂防課長 小池 厚  
都市計画課長 市川 成人 下水道課長 水上 文明  
建築住宅課長 笠井 英俊 営繕課長 松永 久士

森林環境部長 守屋 守 林務長 長江 良明  
森林環境部次長 石原 三義 森林環境部技監(林政) 佐野 克己  
森林環境総務課長 芹沢 正吾 大気水質保全課長 山口 幸久  
環境整備課長 保坂 公敏 みどり自然課長 上島 達史  
森林林整備課長 江里口 浩二 林業振興課長 田邊 幹雄  
県有林課長 島田 欣也 治山林道課長 小林 均

議題 (付託案件)

- 第106号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの
- 第107号 平成25年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算
- 第108号 契約締結の件
- 第109号 契約締結の件
- 第110号 契約締結の件
- 第111号 契約締結の件
- 第119号 指定管理者の指定の件
- 第120号 指定管理者の指定の件

- 第121号 指定管理者の指定の件
- 第122号 指定管理者の指定の件
- 第131号 指定管理者の指定の件
- 第132号 指定管理者の指定の件
- 第133号 指定管理者の指定の件
- 第134号 指定管理者の指定の件
- 第135号 指定管理者の指定の件
- 第136号 指定管理者の指定の件
- 第137号 指定管理者の指定の件

請願第25-4号 明野処分場の早期閉鎖を求めることについて

審査の結果 付託案件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した。  
また、請願第25-4号については継続審査すべきものと決定した。

審査の概要 まず、委員会の審査順序について、県土整備部・森林環境部の順に行うこととし、午前10時10分から午後2時09分(途中、午後0時06分から午後1時17分まで休憩をはさんだ)まで県土整備部関係、休憩をはさみ、午後2時35分から午後5時21分まで(途中、午後3時42分から午後3時48分及び午後4時02分から午後4時03分まで休憩をはさんだ)森林環境部関係の審査を行った。

主な質疑等 県土整備部関係

第108号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第109号 契約締結の件

質疑

望月委員 今、中部横断自動車道の不動沢川工事用道路の関係で説明がありました。この作業道、両方とも10億円以上の契約ですけど、工事が終わった後、この作業道の利用価値というんですか、地元へ利用させるんですとか、そういうことがあれば今のところどのように対応しているのかお聞きしたいんですが。

細川高速道路推進室長 この工事用道路につきましては、あくまで施工上必要な工事道路を仮につくるということでございまして、最終的に工事が終わりますと撤去します。土地も借地しておりますので、返地するという状況でございます。

望月委員 中部横断道、特に南のほう、今、全体的に工事が進捗しているんですけど、どこもこの工事用道路というのは、非常にお金をかけてすばらしいものがつく

ってあるんですね。借り地の、そういう状況もわかるんですけど、これだけの金額をかけた工事用の道路を、中央道とか東名もそうですけど、工事で使った側道、下の道路を実際に使っている状況もあるようですが、中部横断道の場合にはこの工事用道路、今言った話の中で撤去してしまうという理解でいいんですか。

細川高速道路推進室長 工事用道路におきましては、地元が今使っている道を拡幅したり、踏み切りを広げたりという工事用道路もございます。今回、契約案件で説明させてもらった大久保沢川等の仮の道につきましては、土地を借地して、最終的には返地するという事で、構造物は撤去ということになっております。

望月委員 では、既存の道路を使って、工事用道路を拡幅して使っている場合、それは従来どおり地元へ使わせるということもあるのですね。新規でつくったものは撤去しちゃうと、そういう理解でよろしいですか。

細川高速道路推進室長 ちょっと説明不足で申しわけございません。既存の道路を広げる場合にも、やはり借地して広げておりますので、最終的には原形に復旧するという事で、また広い道は狭くなってしまう。

場所によって違ってくるのかもしれませんが、まだその辺は最終的にどういうふうにするかは、地主さんの意向もあると思いますので、工事が終わった後については、また地元と協議して決定することになると思います。

基本的には借地していますので、原形に復旧するというのが原則だと思いません。

望月委員 大体わかりました。これは地元のほうで協議して、この工事用道路を何とか活用させてもらいたいというような話があれば、可能性もあるということですね。

細川高速道路推進室長 委員のおっしゃるとおり、今後について工事が終わる前段階になると思いますが、地元と協議してというようなことだと思います。原則は、先ほど申しましたように、借地していますので、地主さんにお返しするという事です。以上です。

望月委員 その借地で使っている工事用道路を地元でどうしても欲しいというときには、その借地のほうを地元が今度は購入しなきゃならないということですね。結局、借地している分は地元で買い上げないといけないという理解でいいんですか。

細川高速道路推進室長 今、現在、工事用道路として使っている道路は、農道や市町村道があったりと、それぞれ道路を管理している管理者がいると思います。そこ地元や国土交通省と協議して、最終的にどうするかを決める。地元が購入するという事ではないと思いますが、それはちょっと管理者によって変わってくるのかなと思います。以上でございます。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第110号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第111号 契約締結の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第131号 指定管理者（小瀬スポーツ公園）の指定の件

質疑

浅川委員 指定管理者選定委員の選考については、どういう観点から決めてあるんでしょうか。

市川都市計画課長 まず選定委員につきましては、現在決めております手続のガイドラインの中で、1名は会計の実務にたけている公認会計士等を選び、それ以外については、その施設の業務に精通している者を選定するというところでございます。

浅川委員 この施設はたまたま継続で1団体だけの応募ですよ。ここが100点満点の76.52点。これは例えば何点ぐらいであれば指定されるのか。違うところでは50点台で指定されているところもあるんです。基準はどこに決めて決めているのですか。

市川都市計画課長 ただいまの御質問でございます。結論から申しますと、今の基準でいきますと、仮に点数が低い場合であっても、委員の皆様が合議によって、点数は低いけれどもここでいいだろうということであれば、そういうことで県にその選考結果というのが提出されるので、当然その上で、最終的にはその候補者は知事が決めることになっていきますので、知事が決めて議会上げることになっていきます。当然、県でそのように判断したということですよ。

浅川委員 知事が決めたって、この選定委員の中に、ここの指定管理をしている団体がいるの。これを見るといいじゃない。

市川都市計画課長 確かに選定委員につきましては、公園といいますか都市計画全般にたけている先生を委員長としまして、それから行政全般、経営とか、今回は法的な観点からも必要だということで県土整備部の選定委員会についてはそういう5名で選定をさせていただいておりますけれども、当然、選定委員会にお任せでやっているというわけではなくて、選定委員会から上がってきたものは県で確認をして、議会上げさせていただいているということでございます。

浅川委員 お金で決めているのですか。さっきの話を聞くと、公認会計士をつけてという部分があるから、例えばこれが2社の応募があって、今のこの金額より低い金額で応募があった場合は、低い金額のほうを指定するということですか。

市川都市計画課長 今回、プロポーザル方式ということで選定をかけております。このプロポーザル方式というのは、基本的には価格によらない競争ということなんですけれども、予算で動いておりますので、ソフト事業の多いものについては価格の配点を最低の20点、業務について80点としています。ソフト事業といいますが、そういう事業が少ないところについては、価格点を40点持たせて、あと業務のほうに60点と、施設によって配点を変えております。そういったことで価格が安くてとれる場合もありますし、とれない場合もあるということでございます。

浅川委員 知事が決めるって言ったけど、ここは会長が知事だよ。それで、ここの県土整備部の人たちが、どこかここに参与しているのですか。誰もいないじゃん。それなのに、要するにそこで誘導して決めるっていうことですか。第三者に任せているんじゃないのですか。

市川都市計画課長 済みません、言葉が足りなかったかもしれませんが、当然、民間の委員を5人選んで、選定についてはここに任せているということでございます。たまたまここにつきましては代表が横内正明となっておりますけれども、当然、別の法人格ということですので、これを候補者ということで今回決めさせていただいたということです。

浅川委員 たまたまここは体育協会が、継続ですが、選定委員の中に継続の関係者が1人もいないっていうことは、これはそっくり外して決めているってことですか。

市川都市計画課長 選定委員については、必ずどなたかを同じ選定委員にお願いをするということですが、県土整備部の場合は委員長を、前回は引き続いて同じ委員長にお願いをしているということでございます。

浅川委員 では、この選定委員はこの委員長が決めているわけですか。誰が決めているのですか。

市川都市計画課長 委員の先生方5名を選んでいるのは、県土整備部でございます。

浅川委員 最初の段階で、要するに、第三者の選定委員に任せているような話もしたけど、実は誘導しているような話もしたよね。この指定管理のありようについて、さまざまな今、疑問を持っているから質問させていただいた。

例えば選定委員の人たちに、ここまで言っているかどうか知らないけど、手当というものはどんなふうに出しているのですか。

市川都市計画課長 当然、長い時間拘束をすることになりますので、報酬費というのを半日単位で払っているということで、1日だと5万円程度お支払いしていると聞いております。

浅川委員 私どもきのうもちょっと勉強会をしたんですが、この選定委員の方たちは、

今は、山梨学院大学の先生たちが多いようですが、この人たちは、ほかの部局の選定委員にはならないということですね。それはわかりませんか。

市川都市計画課長 かなりの人数になりますので、中にはダブっている方もおられると思います。

浅川委員 これ以上しつこくやっても結論が出る話でもないんですが、私どももこの発表の段階で知らされているわけですし、この付託案件で話題にさせていただいたんですが、やっぱり5年間という部分の中で、これはきちんとしていかなければいけないと思っています。平成16年に指定管理というのが初めて行われ、今回初めて見直されるのですが、余りにもちょっと私はこの指定管理についての進め方が不透明なような気がするんです。このあり方について、今回私が一言つけ加えさせていただきますが、事前にこの人たちの名前を公表することがいいのか悪いのかちょっとわかりませんが、当然今まで継続してきた人たちの声も入っていかなければおかしいと思うんです。ぜひそんなことも要望して終わります。

市川都市計画課長 貴重な御意見をいただきましたので、今後の指定管理の参考にぜひさせていただきますと思います。ありがとうございました。

齋藤委員 今回の5年間の指定管理の金額がここに出されているわけでありましたが、現在の契約金額は幾らになっておるのか。その差額はどのような形になっているのか、お聞かせ願います。

市川都市計画課長 16ページのところの3の委託料のところの3つの数字が書いてございます。一番上の数字が今回の金額になるわけなんですけれども、括弧して「(参考)」と書いてございまして、2つ数字がございまして、上のほうの数字が今回の候補者による、消費税5%として同じ消費税率で比較をするためにつくった数字でございますが、20億9,264万円というのが今回、議案に上げさせていただいている5%での数字。その下の22億2,595万円というのが現在の5年分の指定管理でございます。

齋藤委員 そうしますと、現在やっている数字より若干金額が落ちていることがこれでわかるわけですが、今回、この指定された金額を算定するに当たって、どんな形で引き下げの対象になって、どのような形で引き下げたのかということをやっと聞かせてください。

市川都市計画課長 提案金額につきましては、応募団体が積み上げて、金額を上げてくるということでございます。ですので、こちらのほうでは下げろという指示をして下げているものではなくて、当然、応募団体のほうでいろいろな工夫をしながら、応募団体についても、応募する団体で実は何社、応募するかというのはわからないわけです。最終的に今回、小瀬については1社という結果にはなっておりますが、応募しているときには何社来るかわからないという条件でやっております、そういった部分の競争性がありますので、業者のほうもなるべく金額を工夫してくるということかと思えます。

齋藤委員 応募団体の積み重ねた金額だという説明であります。では、担当の県土整備部としてどれだけの経費がかかって、どれだけ必要なものがかかってくるの

かということの算定は全然していないわけですか。

市川都市計画課長 小瀬に限らず、当初は全て直営で管理をしておりましたので、もともになる数字がございます。それは毎年、指定管理者のその数字と実際にかかっているものとをチェックしておりますので、当然、最終的に今回金額を決めるに当たっても、提案金額をそのまま載せる場合もありますけど、中をチェックさせていただいて、いわゆる協議をして妥当である部分、ない部分、そういったものをチェックした上で今回この金額として載せているということでございますので、当然、事務局側でもチェックをした数字だということを御了解いただきたいと思います。

齋藤委員 だけどね、指定管理を出すからには、できるだけ本来ならば県が単独で管理するよりか、経費とかそういう価格を安くするために指定管理に出しているわけです。ですから、出す立場とすれば、もとの数字というものをしっかり持っていないければおかしいんですよ。相手から示されたものに対してどうこうじゃなくて、では、もとの金額は幾らで算定してどうなったのかということをお教えください。

市川都市計画課長 済みません、一番最初の私の答え方がいけませんでした。工事のように、予定価格という形で出しておりますけれども、県土整備部の場合は、参考価格ということで、前年までを含めてこういった形で通常かかっていますよというものを参考価格としてお示ししているということでございます。

齋藤委員 参考価格で示すことはわかるけど、実際、県として、一体どれだけかかるのかという、数字は持っていないければおかしいんだよ。今まで管理していたからそうかかるんだということじゃなくて、実際、管理するために、一体、最低どれくらいの経費がかかるか。必要経費がどのくらいかかって、管理していくにはどれくらいの人件費がかかってということの積算をして初めてこの金額が出てきていると思うんだけど、もとの金額っていうものを持っていますか。

市川都市計画課長 もとの金額は、指定管理者制度を導入する前の直営で行っていたときの金額が全てもともになっていますので、そういった意味ではもともになっている金額は一応持っていると考えていただいて結構だと思います。

齋藤委員 例えば平成16年の数字がもとの数字っていう考え方でしょう。だけど、10年も経過したんだから、そのもとの金額というものも、新たに算定しなきゃ、今度の指定管理を出すにつけ、担当課として、積算をし直さなければおかしいんですよ。本来、そういうことをしていますか。

市川都市計画課長 当然、10年経過する中には基本料金が下がってきているものがありますので、そういうところも当然見直した上で、10年前のものをそのままということではなくて、利用料金について、いわゆる収入的に上がってくるものも毎年毎年、小瀬の場合は収入という利用料金がかなり上がっていますので、そういったものを含んで差し引きとして幾ら必要なんだというものは当然持っているということでございます。

齋藤委員 今回、じゃあ、10年たって指定管理を新たに出すにつけて、どんな点が一番問題視して決めたのか、その辺をちょっとお聞かせください。

市川都市計画課長 小瀬スポーツ公園に限らず、常に5年ごとの指定管理をしているというときに、前回よりもさらにより管理をしていただく、さらに工夫していただくというようなことで、できるだけ今回の自動販売機については収入のほうへ入れていただいて、自主事業としていろいろやっていただくこと。そういった工夫をさせていただきながら、新しい提案がどんどん出てくるような体制をつくって、なるべく多くの提案をいただいてその中でいい業者を選ぼうということで選定をさせていただいたということです。

齋藤委員 そうすると、今回、指定を出すにつけて、今までと違った箇所はどういうものがある、どういう形でやったのか、それをちょっと教えてください。

市川都市計画課長 基本的に管理の部分が大きく変わるということはありませんが、先ほど言いましたように、今度、自動販売機のようなものは収入に入れて、その収入を使って管理をしていただくと。それから、一昨年、暴対法の関係ができましたので、そういったものの基準を入れて、業者の選定に使ったり、大きくはそのぐらいでございますけれども、毎年毎年工夫をしながら、5年ごとに何らかの提案をさせていただくということにもなっているということでございます。以上です。

齋藤委員 本来ならば指定管理全てに当たることですが、やっぱり10年たったんだから、改善すべきところは改善する、節減できるものは節減して価格を設定していかなきゃおかしいと思うんですよ。ただ出されたものに対して、選考するだけでなく、本来ならばそうしていかなければ指定管理の所期の目的が達成されないというふうに思います。

ですから、私はやっぱりそういう意味でちょっと質問させてもらったのですが、今回、指定管理を全て出すにつけて、そういうことを協議した過程があるかどうかということですね。実際、全体で今までの指定管理よりかは本来はコストをより下げて、合理的な運営をしていってもらうというのが目的ですから、その辺はいかがでしょうか。

市川都市計画課長 今回、小瀬に限らず、ほとんどのところで価格は少しずつ下がってきてはおります。ただ、当初、18年に県土整備部で指定管理者制度を取り入れたようには、大きなコスト縮減というわけにもいきませんが、それは5年ごとに順次、業者や団体さんのほうの努力で下がっている。ただ、今回、提案させていただいている中で、実は上がっている箇所がございますが、それは業者の提案がふえたということではなく、新しい施設がふえたところがございますので、そういったところはその管理費がふえるものですから、ふえる提案になっている。価格を安くしながらも、県民サービスの向上を図るということで指定管理者制度を導入しておりますので、その辺に十分留意してやっていただきたいと考えてございます。

齋藤委員 とにかく今回、出したということですからね、これ以上は申し上げませんが、あとは指定管理になっても、県が直営でやっているときに増して、サービスっていうものをね、やっぱり指定管理になったんだから県でやっているのとまた違うよというぐらいのサービスを、しっかりできるような形で指導してもらいたいというふうに思っております。



市川都市計画課長 貴重なお話をいただきましたので、来年の4月以降、新しい指定管理者になるわけですが、今回提案させていただいているところは皆同じでございますので、あすからそういったお話を担当の団体のほうに伝えていきたいと考えております。ありがとうございました。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第132号 指定管理者（富士北麓公園）の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第133号 指定管理者（御勅使南公園）の指定の件

質疑

山田委員長 ちょっと私が言っただけ失礼なんです、施設の管理運営にかかる経費が今まで20点だったんですが、ここだけ40点になっているんですね。その説明がちょっと齟齬があると思うので、そこだけ説明をお願いします。

市川都市計画課長 価格についてはソフト事業の多いところは20点、ソフト事業の少ないところは価格点を40点、100点から差し引いたその数字が残りの業務の点数ということでございまして、御勅使南公園には緑地管理みたいなものがかかり多いですから、ここは価格勝負をしていただくということで4割が価格に配点をされているということでございます。

山田委員長 わかりました。今後は真に協議のポイントを絞って御説明いただかないと、委員長としても困ってしまいますので、お願いをしたいと思います。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第134号 指定管理者（曽根丘丘陵公園）の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第135号 指定管理者（富士川クラフトパーク）の指定の件

質疑

望月委員 今定例会の指定管理施設は37あり、総額では135億円ぐらいの金額になるんですけど、この切り絵の森美術館の関係なんですけど、ここは入館料を取るわけですよね。この入館料というのは、ここの経営の中で自主的に決めることができるんですか。

市川都市計画課長 切り絵の森美術館は、この指定管理者が自主事業としてやっておりますので、それは収入から何から全部、合同会社富士川・切り絵の森のものであって、県のほうでどうこうできるという金額ではないです。この指定管理者になるときに、こういった切り絵の森美術館も提案をしてきて、選定をされて今に至っているということです。ですので、極論を言いますと、ほかの団体が入ってきて、もしその団体がもう美術館は要らないよということになれば、撤去して出ていく施設ということになります。当然、公園のコンセプトなどがあっていないと勝手にできるわけじゃありませんが、レストランとかそういうところもそうなんですけど、ここについては切り絵の森美術館というのはそういう施設です。公園の中に、指定管理者であるということをつくっている。ですから、指定管理者でなくなった場合には撤去して出ていただく、そういう施設です。

望月委員 今の説明で、その指定管理でやっているわけですよね。指定管理が交代したときには出ていくということだと言っていると思うんですけど、この指定管理をするときにこの金額でやりなさいじゃなくて、ある程度条件をつけて、そういうものはみんな項目をうたうでしょう。それで収支決算がこの前問題になりましたけど、収支決算報告もできれば1年1年ぐらいやっていかないと、高度化資金じゃないんですけど、これだけの金額の委託金を出しますよね。これは県民の税金を使っていますから、こういうものをしっかり管理しないと。先ほどの問題もあるんですけど、一つの例をとれば、小瀬スポーツ公園の電光掲示板は、もし壊れたりすると大きな金額になりますね。美術館もそうですけど、レストランの備品とか、いろいろなこういう備品関係、それから施設の設備費、そういうもので、寿命が来て壊れる場合はしょうがないけど、途中で事故とかそういうもので壊れた場合、やはり金額が大きいものに対しては、どの程度の金額までを県のほうで負担するとか、それは指定管理者のほうで見なさいとか、そういう条件も一応中には組み込んであるんですよね。そこらをちょっとお聞きしたいんですけど。

市川都市計画課長 原則は60万円を境にしておりまして、それ以下の購入とか修繕工事については指定管理者でやるということになっています。ただ、60万円を超えたら指定管理者ができないということではなくて、超えても指定管理者のほうで緊急性があるからやらせていただきたいということであれば、金額がそれを超えても指定管理者でやる場合もございますが、一応、基本として60万円というところでございます。

望月委員 さっき齋藤委員からも話が出ました。指定管理に出すということは、その原点の意味は、やはり県で直営をするより多少なりとも減額して、そういう効率のいい運営をさせる、経営をさせるために恐らく指定管理というものの目的があると思うんですね。そうしないと県民たちもこれだけの税金を使ってやっていくためには恐らく理解してくれないと思うし、前に高度化資金のような、借り得だというようなことになっちゃうと、これは非常に問題が出ますので、よ

く基準をしっかりと決めながら指定管理をしていくことを、私は特にお願いをしたいと思いますけれども。

それで、先ほどのお話の中で今度、新しく、今の説明だと県でも建物を建てますね。それも切り絵の森で管理をするということですか。

市川都市計画課長 もともとありました工芸館を管理しているというのは、富士川・切り絵の森ではなかったわけなんですけれども、今度はその施設がなくなって、その土地が県土整備部に任されましたので、新しい施設は公園管理者としてつくる施設です。今回、募集をかけるときは、このぐらいの施設が新しくできるけれども、その管理も含めてということは前提として一応、募集要綱には記載しました。ただ、そのときは施設ができ上がっていなかったものですから、管理費の見積りなどはできないということで、それを抜きにとりあえず提案をしていただいたということでございます。

望月委員 そうしますと、この公園管理施設が完成したときに、切り絵の森へ指定管理するのであれば、また指定管理料を払うんですか。

市川都市計画課長 募集をしている間に、大体施設の大きさ等決まってきましたので、提案していただいた金額に対しての維持管理費が大体、推計できましたので、今回、その維持管理費を乗せて議会へ提案しているということで、その差額分がもう含まれていますので、その債務負担行為を来年直さなきゃいけないと、そういうことにはなりません。

望月委員 それで、あそこにもう一つ、峡南地区の各町で出資した建物があるんですよね。あれはそのまま維持管理していくんですか。何か各町でもいろいろな工芸的なものや、体験実習をやったりしたけれども、何か、とてもみんなえらいとか、人が集まらないとかいっているようなんですけれども、そこはどのような管理になりますか。

市川都市計画課長 もともとあの円筒館の後ろにあった扇館のお話だと思うんですが、扇館については観光部で管理しておりまして、観光部で指定管理者に出しているという形です。

望月委員 はい、わかりました。以上です。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

#### 第136号 指定管理者（笛吹川フルーツ公園）の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第137号 指定管理者（桂川ウェルネスパーク）の指定の件

質疑

樋口委員　これが指定管理者の指定の件の最後の議案ですけれども、今回の指定管理者の期間の切りかえで指定管理がかわるところはあるんですか。

市川都市計画課長　結果として県土整備部のこの7つの施設については全て継続という形になっております。

樋口委員　ずっと質疑を聞いていたんですけれども、7つの公園はそれぞれコンセプトが、都市公園といえども違うと思いますから、県土整備部だけじゃなくて全ての部局で指定管理者の選定をする委員会は全部同じメンバー、それぞれの部、局ごとに全部同じメンバーというのが果たして指定管理を選定する専門委員に任せるという意味でいいかどうかということも非常に思っているところです。確認ですけれども、毎年いろいろな評価をしたりチェックをしていると思います。そういったものを当然、市川課長なりがこの選定委員会の事務局として出席して、そういった県民のチェックといいますか要望というものを事細かに毎年の資料をお伝えするという事で専門外の委員の方にも県民の声を届けるということをきちんとしているというふうに認識をしておりますでしょうか。

市川都市計画課長　選定委員の皆様は客観的に公園とか施設実務とかそういったものには学問として当然精通している皆さんではございますが、じかに公園でどういうことを管理しているか、そういったことはなかなかわかりづらいということもございますし、今回も幾つかの公園について事前に現地視察をしていただきながら、そこで意見交換をしているいろいろな点等をお話をして、十分に公園管理というものの趣旨をこちらのほうからお伝えさせていただいて、理解をお願いして選定に入っているということで御理解をいただければと思います。以上です。

高野委員　今、樋口委員が言ったことなんだけど、ちょっとよくわからないのは、違う部局で聞いてみたら、部局としての一切さまざまな部分での話はしていない。選定委員会に全て任せてある。私たち県庁は全然それには関係ありませんということを書いていたんだけど、選定委員は、弁護士、教授、そんな人たちで、実際わかるわけないよな。あくまでも点数はその先生方につけてもらうんだという意味なのか、それとも、この人たちにどのぐらいのレクチャーをして、じゃあ、例えば、選定委員に対してはどのぐらいの時間を割いてそういうことをしているか、ちょっと具体的に教えてもらいたい。

市川都市計画課長　7月の頭に3つの公園を視察していただきながら、疑問点があった場合にはそういったものにお答えをするという時間を丸1日つくってお話をさせていただいております。

高野委員　1日しかやっていないということだ。だって、全然、知らない人たちが1日聞いてわかりますか。そういうことがちょっと不思議に感じてるんだけど。では、あなたたちは、現地に行ったかもしれないけど、どういう説明をしているわけですか。

市川都市計画課長 そういった県内の先生ですので、一応お聞きしたところ、具体的には幾つかの公園に行って現地を見ているというお話がございましたので、1日かけて現地を回るときも、この公園はどういうことが難しいのか、ここにはどういう特徴があるのか、そういうことをお話をさせていただいているということです。

高野委員 ただ一概に1日かけて、あとはどういう点数のつけ方をしているか知らないけれど、その部門によつての点数のつけ方で、これでしたと。皆さん方が一番承知してるんだから、決して1番の点数だからこの人がやるべきだと思てないわけです。例えば、1位と2位の点数が5点以内だったとか、すごい接近してるところもあれば、すごい離れてるところもあるんですよ。そうすると、そういう部分での多少の調整とか、例えばもっと簡単に言うと、いろんな会社と一緒にジョイント、共同体をつくっているわけです。この共同体自体がどういう運営をしていくかというふうなこと、何か聞いたらどこかに書いてあった。主たる、要するに会社が幾つの中の主たる会社。主たる会社っていうのは何のことを言ってるわけですか。

市川都市計画課長 主たる会社というのは、その団体の代表になっている会社と理解しています。

高野委員 いや、主たる会社っていうのは、例えば、構成率ってあるわけですか。

市川都市計画課長 ございます。当然、提案するほうの自由ですけど、ございます。

高野委員 提案するのは自由だけあるという意味がわからない。

市川都市計画課長 必ず責任割合というのが生じますので、責任分担がどのぐらいになるかという比率を県に出すことになっております。

高野委員 その責任割合っていうのは、例えば3社応募した、この場合のそれぞれのパーセントをちょっと教えてくれませんか。

市川都市計画課長 済みません、今、手元に候補者の責任割合しかないんですが、候補者の責任割合は、アメニスが85、東勝緑産が10、自然教育研究センターが5でございます。

高野委員 いや、3つ聞いているんです。

市川都市計画課長 手元に資料がございません。申しわけございません。

高野委員 ほかの業務には、その割合がない指定管理者もあるんだよな。主たるっていう言葉で何か濁しているような。ただ、今回切りかえになった指定管理者が、5年間で130億円のお金が県から少なくとも流れてるわけ。私たちは、例えばこういうものに対して、これまで指定管理者がどういう仕事をしてきて、どういう状態で、例えば地域に、山梨県のためにどうなってるかっていうふうな話は、ホームページには出ているかもしれないけど、1回も説明されたことも、1回もその資料をもらったこともないわけ。だから、主たる会社がちゃんとしてないから、そういうことができてないのかと思っているんだけど、その辺についてはどうですか。

市川都市計画課長 毎年の業務の状況というのは、年度末以降、早い段階でモニタリングという評価制度で指導をしたり、改善をさせたりということを目的にやっております。毎年度、その前年度の業者の、例えば集客の状況とか、利用者からの声などから実際にどういう管理がされていたかというのを評価して改善させるというのをやっているということです。

高野委員 それはどういう、要するに公表の仕方をしているわけですか。

市川都市計画課長 指定管理者は全部、毎年秋か今ごろになるかと思えますけれども、遅くともそのころまでに知事政策局で取りまとめて公表しているということでございます。

高野委員 どこに公表しているのですか。

市川都市計画課長 ホームページのほうで公表しております。

高野委員 だけど、5年間で130億円っていうものが出ていることについて、ホームページで公表しています。では、今回はたまたま指定管理の改正時期だったからこういうふうに委員会で取り上げてやっているんだけど、どうも今までのやり方では、議会としては納得できないのではないかなと。来年あたりからは出資法人、指定管理と、こういうものをやっぴりちょっと県のほうで見直す方向で考えないと、議会でやりますから。その辺はしっかりと酌み取ってもらいたい。余りにも何かずさんなところもあったり、いろいろな批判を受けているところもあったり、また、各部局によって違うんだけど、部局によって同じ指定管理者が部局によって入っていたり、もっと極端なことを言うと、1つの業者が幾つもやるというふうな部分も踏まえてやっぱり考えていかないと、せっかく税金を使った、その税金が県外へ流れていくと。では、さっき言った責任割合の80や20というときには、どうなるのかなと。そういうことをすごく、うまくいくのかなと。山梨に事務所をつくれればそれでいいみたいな、そんな感じがしてるんだけど、もうちょっとやはり真剣に指定管理も、大学の先生だけ選定委員にするのではなくて、やっぱりやるべきじゃないのかなと。

一言、ちょっと、嫌な質問で聞くんだけど、この選定委員会の委員さんに対してはどのぐらいの報酬を払ってるんですか。

市川都市計画課長 丸1日選定委員会に来ていただいた場合には5万円程度お支払いをしているということでございます。

高野委員 いや、合計の日でどのくらい。

市川都市計画課長 今回選定委員会がトータルで6回ぐらい開かれていますので、5名で150万円払っているということでございます。

高野委員 ちょっとびっくりして言葉が出ないような気がするんだけど。だって、さっき、あなたは、選定委員会を1回やって、あとこれで、2回しかやってないと思ったら、6回やったって言うから。

市川都市計画課長 済みません、説明がうまくなかったようでした。当然、今回、7施設を選

定するのに、全部合計しますと11団体が来られています。その11団体から時間をかけてヒアリングをしていきますので、1日で最大に3つか4つしかできないということです。私がお話ししたかったのは、委員の先生だけで現地を回っていただいて視察をしていただいたのは丸1日かけました。実際にそれ以外に4回、これは正味の選定委員会として11の団体に来ていただいて、多いときには3つか4つできますけれども、先生がそろわない場合は午後だけとかということもございますので、そういうことをあわせて、通常6回程度になっているということです。

高野委員 繰り返し聞くけど、6回やってるっていうのは、一つの指定管理に対して6回やってるっていうことですか。

市川都市計画課長 済みません、7つを全部含めてということでございます。

高野委員 7つの指定管理を、全部同じ委員で、現地調査は3カ所行ったって言ったんだけど、7つの話を今、持ち出されると、ちょっと不愉快なんだけど。

市川都市計画課長 それぞれ県内の先生でございますので、スポーツ施設になりますと小瀬スポーツ公園とか、富士北麓公園は同じようにスポーツの施設でございますし、そういうことからいって、先生方に、特に余り行かない施設で、ここは見ておきたいというものを一応聞いて、幾日もかけるわけにはいきませんので、実際には笛吹川フルーツパークと、ウェルネスパーク、それから曽根丘陵公園、1日でその3つを回るのがぎりぎりでしたものですから、その3つを見ていただいたということでございます。

高野委員 では、5年前と委員は同じなんだ。

市川都市計画課長 委員長は同じ北村教授にお願いしておりますけれども、ほかの委員は全て交代をしていただいております。

高野委員 そうなると7つを3つしか見ないというのはちょっとよく分からないですね。だから、その辺は、あなたたちのほうが、こことここがいいよっていう話で選定委員会で決めているような気がしないでもないんだけど。でも、さっき言った、お金もかけてやるんだから7つなら7施設全部見なさいよ。4日かかる、5日かかる、それはしょうがないにしても、そういうふうに平等な見方をしてくれるんじゃないんだけど、やっぱりちょっと違う見方になると、何か偏見が出てきそうな、そんな気がしてならないから、多分、来年からはちょっと指定管理にしても出資法人にしても、もうちょっとやっぱり深いところへ手を入れて。

ただ、さっき言ったように、今ごろの時期にモニタリングが出てくるって聞いたよ。継続してやるものを。例えばことしの3月31日までやるやつが、来年よく見てみたらとんでもなかったといったときの責任はとってくださいねと思ってるんだけど。来年はもうちょっと、今、委員長なんかもうそういう話をして、この問題はやっぱりもうちょっと議会でも承知しなければいけないかなという話をしていますから、多分、来年はもうちょっと細かな、それぞれの指定管理者審査が入ると思うけど、そのときに恥をかかないように、よくこの指定管理者には伝えてください。

上田県土整備部長 指定管理が始まって10年、今回2回目のところもありますけど、今回のいろいろな課題が、うちの場合はたまたま公園ということで、この選定委員も5人全く同じですけれども、それもいいのかどうかという御意見もいただきました。それから、うちの部局じゃないところとの指定管理との考え方の統一や、また、おのおの別の特徴もあると思っていますので、いろいろな面で御意見をいただいて、直すのは直していきたいと思えますし、うちの部としてもそういう御意見を上げて、庁内もある考えのもとには立つとは思いますが、そういう格好で直していきたいと思えます。それから、日々の状態がどうなっているのかというのをできる限りお伝えをさせていただいて、一緒に議会でもやらせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

## 所管事項

### 質疑

(議決を要する契約について)

望月委員 今、説明がありました契約のトンネル工事等の内容ですけど、その中で末木県土整備総務課長が契約金額に関する知事の専決処分として、契約金額の例えば10%までを許容範囲と認めるとか、そういう状況の中でこの話があったようですが、10%という算定の根拠を教えてください。

末木県土整備総務課長 今、私が説明した中では10%ということで、特に申し上げなかったわけですが、資料の3ページをごらんいただきたいと思います。資料の3ページの中に過去10年間の変更契約が全部で20件あるわけですけれども、単純に変更契約の金額を20件で割りますと、1件当たりの変更契約の金額というのは約1億円という金額になっております。前のページ、2ページをお願いいたします。18県が金額、それから割合で専決というふうに決めております。グリーンの色で示したところですけども、11府県が金額で決めております。金額で言いますと、1,000万円から、多いところで6,000万円というふうな金額になっております。ですから、先ほどの平均した金額、1億円という金額からしますと、この金額での決め方という形になりますと、実際にはなかなか運用されていかないのかなというふうに思っております。割合のほうが赤で示してございますけれども、8道県ございます。滋賀県におきましては金額と割合の両方で決めてございますけれども、例えば北海道のように請負金額1割以内の増減というふうな形で決めていただきますと、例えば5億円の案件でありますと5,000万円まで、10億円の内容であると1億円というふうな形ですと、工事の大小によりまして弾力的な運用ができるのではないかと考えています。3ページのところに当初金額というものが入っておりますけれども、一番大きなものが松姫トンネルでしょうか。そういったところでも1割以内というふうなところで決めていただければ執行部側としては弾力的な運用でいけるかなと、そんなふうに思っております。

### 望月委員

末木課長の説明で、北海道あたりは1割との説明があって、そうしてもらえれば運用上も非常にスムーズに行くと。10%ぐらいの幅を持っていけば、この専決処分の中でも無事執行ができるということのお話だと思えますけど、山梨県としては、他県の状況はここにもあるんですけど、山梨県としてもやっぱりそのような基準を算定してやっているんですか。



末木県土整備総務課長 今回の御質問の、山梨県が算定をしているというところがちょっと理解できないんですけども、もう一度お願いできますか。

望月委員 専決処分について、他県の状況を見て、まあ、10%ぐらいの範囲で見ているという今、お話があったんですね。今の説明だと、5億円で5,000万円、10億円で1億円というような話もあったりするわけです。山梨県としても、他県等の状況に沿ってそういうことをやっているということですか。

末木県土整備総務課長 済みません、資料の4ページをお願いいたします。資料の4ページの中ほどに、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例というものがございまして、その第2条におきまして、予定価格5億円以上の工事又は製造の請負につきましては、議会の議決に付さなければならないとなっております。それを受けて、現在、山梨県が県議会から知事において専決をしていいと言われていた内容は、その4ページの下の方にございます4つの項目でございます。この4つの項目しか専決事項というふうには決められておりませんので、現在におきましては5億円を超えるものにつきまして議会の承認案件ということで出させていただいております。

望月委員 おおよそ理解はできたような感じなんですけど、5億円以上の議会の議決というものの話だったんですけど、その場合、現場の声なんかの反映をしているのですか。

大久保道路整備課長 お手元の資料、先ほどの3ページを再度ごらんいただきたいと思います。20件のうち、トンネルが多くあるということで、私のほうからこれらの工事を所管しているという立場から補足の説明をさせていただきたいと思います。あくまでも工事の変更契約でございます。5億円以上の工事については、当初の段階で議会の承認をもらっています。問題はその後の変更で、この場合、5億円未満と以上はどう違うのかという部分でございますが、5億円未満の場合は当初から議会での議決はなくして執行するわけでございます。現場で変更が出た場合でございますが、その都度、工事打ち合わせ簿という、請負者と発注側の書類を取り交わして、その時に生じた状況を確認して、これは変更の対象としますよというのを、その都度、結びます。そこで対応するというので、どんどん工事が進むうちにたまってきますが、それらをおおむね数量等を確定した段階で正式に変更契約を結ぶということで、それ自体の議決を必要としないということでございますので、随時できるということでございます。

一方、5億円以上でございますが、やはり同じように現場でそのようになっているわけでございますが、トンネルの工事で、例えば大きな断層があって、思ったより岩盤が悪かったという場合に、その補強の工法のためにかなり工期がずれると、そういった場合がございます。そういう場合に、ある程度、工事を進めていって、どこまで悪いかと。悪いところを手当して、想定した地質に到達するまでの間は、やはり掘削中ですから危険も生じますので、ある程度安全対策ということでやらなければいけない。そういうことをやっていく中で、最初の変更契約というのは当初の請負契約を出来高が超えない段階、例えば5億円で契約しています。どんどんふえていって、あるところで5億円を超えてしまっただめだと。その前に変更契約を締結しなさいということになっております。その場合、5億円以下だと随時できますが、5億円を超えた場合は議会の承認を得なくてはならないということで、議会閉会中とかそういった場合は次の議会まで待たなければいけないということで、そういった事態がおこる

ということです。

それに対して、例えば、先ほどのこの表でございますが、確かに10%以上超えた工事も3つほどございますが、おおむね10%以内の中にほとんど入っているということで、これまでの経験から、それぐらいの範囲の10%ぐらいの範囲の中であれば、現場でスピーディーに対応できるということで、ただ、変更の内容でございますが、工法とか構造とかそういった根本的な変更というものは認められない。あくまでも軽微な変更ということで、やむを得ない変更、岩質にともなう変更、そういうものに限られているということでございます。以上です。

望月委員

大久保課長の話でよくわかりました。この後、現状の話をしてもらえれば、なりゆきの変化というか、今言った、どうしてもそういうものを追加しなければならない状況、そういう工事中にはあると思うんですね。特にトンネルなんか多いと思うんです。地質的な問題もあるし。そういうことの中で、今の専決の状況の中で5億円を超える場合であれば、次の議会まで期間があるから専決させてもらうという、そういう説明であれば私も理解できたんですけど。わかりました。よく理解できました。

山田委員長

勉強会もしたことでありますし、今、課長からも御説明がありましたように、その割合はともかくとして、専決事項の枠が少しあったほうがいいだろうということだと思います。これは実は農政部や、それから総務部にも関係のある案件なので、この委員会としては前向きにお願いするということで当面、議決をとりませんが、総意ということで進めていただくということでよろしいですかね。

(「はい」の声あり)

山田委員長

いいですね。じゃあ、この委員会の意見として、ぜひ進めてくださいということでもありますので、そのような対応をお願いいたします。

(早川町と芦安を結ぶ連絡道路の整備について)

望月委員

早川町の奈良田から芦安への連絡道路の件について、この間の一般質問でもさせてもらったんですけど、もう1回委員会で詳細な答弁をお願いしたいということで、質問させてもらいますが、まず1点目としては、この奈良田から芦安への道路のルート、標高が非常にあるということで、非常に難しい道路工事じゃないかと。一般質問の答弁において、トンネルと橋梁という説明もあったんですけども、どのぐらいの工事費がかかるのかちょっとお伺いします。

大久保道路整備課長

現在、既存の地形図をもとに何本かルートをひいて、工法等を選定しております。現時点であります。おおむねルートの標高が1,100メートル程度を想定しております。この標高で早川側の県道と芦安側を結びますとおおむねトンネルの延長が3キロを超えるということになります。それから、早川側の野呂川を渡ることになりますが、その橋梁が200メートルから250メートルぐらいの橋梁も必要になるということです。それで、まだ概略の試算ということでありますけれども、一般的なトンネルの少し断面が小さいもので、メートル当たり200万円程度と想定し、橋梁を加えますと70から80億円ぐらいを今のところ想定しております。ただ、トンネルでまだ地質調査を十分やっていない段階でございますので、これはかなり幅を持ったものになる可能性もあるということでございます。以上でございます。

望月委員 今、トンネル、橋梁の関係の工事費を伺ったんですけど、このルートの大体の位置というのは、この奈良側と芦安側の位置は大体もうその中で決まっているんですか。

大久保道路整備課長 多少、ゾーンを広目にはっておりますが、まず早川側については奈良の開運隧道というトンネルが企業局の事務所のすぐ先にあります。あそこから、大体五、六キロぐらい広河原側へ行ったところ、おおむね広河原まで17キロありますから、約3分の1ぐらいということです。それと、芦安側については、これは集落より上を想定しておりますが、少し範囲を広くしております。それとあと、南アルプス林道の夜叉神トンネルがございますが、あそこからおおむね北に向かって国立公園ということでございますので、それより南側を通過したいということで、現在、その中で複数ルートを引き最適ルートを今、選定している状況でございます。

望月委員 この間の質問のときも知事の答弁の中に、環境問題をこれから検討しながらということで、私も検討、検討と言ってもあれだから、今、結果を出してもらいたいと言ったんだけど、その環境問題というのはさまざまあると思うんですが、どのような環境問題があるのかお聞きしたいと思います。

大久保道路整備課長 先ほどの話で、国立公園を避けたいということですが、その南には県立巨摩自然公園がございます。したがって、最も気を配らなければいけないのは、希少動植物の生態、あるいはトンネルは一般的に多くの水が出ますので、その周辺の湧水への影響、こういったものについても考えております。

望月委員 この間、エコパークの登録申請の関係もあるんですけど、環境問題にやっぱり影響するんですか。

大久保道路整備課長 エコパークのエリアの指定が3段階ございまして、エコパークの中で、これは保護しなければいけないというのは核心地域ということになります。そこが主ということで考えてございまして、エコパークというのはもう1点、保護と利用という面がございます。そして、地元で作成した報告書の中で、この早川芦安の連絡道路は利用という面で有効だというふうに位置づけをございまして、道路計画についても保護すべき部分というのは避けながら、影響を最小にして、そして利用度の高い道路となるように、また考えていくということでございます。

望月委員 今の答弁でよくわかりました。理解できました。ありがとうございました。

(新御坂トンネルの天井板撤去工事について)

永井副委員長 新御坂トンネルの天井板撤去工事について幾つか質問をさせていただきたいと思います。先日、我が会派の渡辺議員の一般質問の中でも、この天井板の撤去の工事のことが取り上げられておりましたけれども、まずその御答弁の中で、「工事の施工期間、夏の観光シーズン前で、比較的観光客の少ない5月26日から6月30日の間で施工する」というお答えでございました。そこで、まず、この工事期間中の観光客の通行の見込み数みたいなものというのは算出されているのかどうか、まずお伺いいたします。

鈴木道路管理課長 新御坂トンネルの直接の通行量というものは、現在、調査しておりませんが、月別の観光客数ということで、6月ですと、山梨県全体で、延べ人数で、1カ月で約300万人ちょっとが観光で訪れる。それ以外の7月、8月になりますと約600万人ということですので、6月は比較的少なくなっております。その中でも峡東地域につきましては、やはり6月の観光客数は約70万人ぐらい、8月になりますと約90万人となっています。北麓地域につきましては、6月で約100万人というようなことで、ピンポイントでトンネルに何台通るということは把握しておりません。

永井副委員長 今、お答えにあった、要するに多分、6月から7月、8月には観光客がふえるということ、課長の御答弁でおっしゃりたかったんだと思うんですが、自分、実は旅行業を営んでおります。その立場から言わせていただくと、4月から6月というのは、確かに個人観光客は少ないのですが、一般の団体旅行客というのが非常に多く動くシーズンです。通常6月というと梅雨の時期ですので観光客が動かないようなイメージがあると思うんですが、私も旅行業をやっていて、この6月というのも団体旅行客というのが非常に多く動きます。この時期、要は団体旅行客が多く動くということは、大型バスが多く動く時期ということになります。この6月の時期を閉鎖するときに、迂回をしなければいけないのは、ということは大規模バスということになります。迂回のルートとして選定されている若彦トンネルのルートは盆地側に抜けるときに大型バスの通行が非常に不便であるということで、議員有志の方々からも提案をされているところではあると思うのですが、そこで、今回のこの期間を決めるときに、地元市町など関係機関から成る連絡調整会議を3回開催をして、迂回路など、課題についてさまざまな意見を聞いて、この期間を決められたということなんですけれども、その中に旅行業者とか観光業者が入っていたかどうか伺いたします。

鈴木道路管理課長 連絡調整会議につきましては、地元の市、それから町ですね。笛吹市、富士河口湖町、富士吉田市の産業あるいは観光の課の方に入っております。それ以外には、まず、バス協会の方、トラック協会の方とか、そういった物流とか交通の関係の方に入っております。あとは、警察と消防というようなことでございます。

永井副委員長 最近個人旅行も多いんですけども、団体旅行はまだまだ旅行会社が企画をしてやるもの、ツアーも含めて多いと思います。こういう期間を決めるときには、観光客の動態、ここにも先ほど観光シーズンの比較的少ない時期ということで、この観光客の数を考えるのであれば、単純に数だけではなくて、いろいろな形態がありますので、ぜひ旅行業者、観光業者の方たちも、今回のものに限らず、意見を聞いていただければなと思いますので、よろしく願いします。

続いてもう1点、通行止め期間の周知についてお伺いをさせていただきたいと思っております。愛宕トンネルが今回、12月の半ばに通行止めになりますけれども、非常にPRを事前に行われていて、私も道路を通るたびに通行止めの案内とか、また、今、愛宕トンネルに入りますと、ラジオを聞いてそのまま入ると、この期間通行止めになりますなんていうアナウンスもあって、非常に周知は私の個人的な感想としてはうまくいっているのではないかというふうに思っております。

しかし、今回の新御坂トンネルに関しては、県内の周知だけではなくて、当

然、県外の方たち、観光客の方が多くいらっしゃるので、県外の方たちの周知も必要であるというふうに思っております。渡辺議員の質問の答えの中に、「通行止めの周知を年内からラジオ、テレビ、新聞など、さまざまな媒体を活用するとともに、ポスターやチラシの配付などを県内外の関係機関の協力をいただきながら広域的に実施する」というふうにおっしゃっております。

そこで、いつから、大体どの程度の範囲までPRをするのかお伺いをします。また、旅行業界には全国旅行業協会というような全国的な支部を持っている組織があるんですけども、その組織に少なくとも関東支部があるんですが、ぜひそちらのほうにも通知をしていただきたいと思いますと考えますが、いかがでしょうか。

鈴木道路管理課長 新御坂トンネルにつきましては、おっしゃるとおり非常に影響が大きいと我々も考えておまして、今、広報、周知の方法について庁内で議論、検討を進めているところでございます。やはり、今、委員おっしゃいましたように、観光とかは団体のパッケージツアーであるとか、そういうものがもう企画が始まる時期だというふうに聞いておりますので、まず観光のほうにつきましては、これは観光部の協力によりまして、日本旅行業協会、全国旅行業協会、日本バス協会、山梨県バス協会というようなどころへ早速、通行止めになりますということで通知を出しているという状況でございます。それ以外につきましても、今、検討を進めておりますけれども、やはりいろいろな媒体を使うということが一番というふうに思いますので、テレビ、ラジオ、新聞を活用する。あるいはまた、ポスター、チラシを今、図案等も検討しております。内容について検討しておりますけれども、でき次第、関係機関への配布、特に道の駅であるとかそういったところへ配布をしたり、当然、関東とかいろいろなところから観光客なりいらっしゃると思いますので、国などの機関も通じまして、お知らせのほうは出していきたいなというふうに思っています。以上です。

永井副委員長 早目のPRをしていかなければいけないと思うんですけど、今、私が聞いた、どの程度の範囲まで、例えば関東のこういうところとか、今のお話だと道の駅とかそういった部分で、ラジオ、テレビ、新聞なんかも、例えば県内向けのものだけでなく、全国紙に載せる予定があるのかとか、ただ、そうすると非常に予算もかかると思うのですけれども、そういった県外のPRっていうのはどのような形でやられるのでしょうか。

鈴木道路管理課長 やはり今申しましたように影響というのは関東には当然及ぶだろうというふうに思っておりますので、先ほど申しました国なり他県へのチラシ等の配布も考えております。あと、テレビ、ラジオ、その辺については今、検討中でございますけれども、今、そういった御意見もいただきましたので、どういった課題があるんだという部分も出しておりますので、その中でどの程度やっていくかというのは早急に決めていきたいと思っております。

(地震時に想定される土木関係被害について)

齋藤委員 ちょっとお聞きしておきたいことがあります。まず、山梨県の場合、一番想定されるのは東海沖地震の被害だということが言われておりますが、万が一、例えば、マグニチュード7.8以上の大きな地震が来たときに、山梨県の土木関係に及ぼす被害、どんなものを想定しておりますか。

鈴木道路管理課長 道路管理の立場から申しますと、道路施設につきましては、震災がありますと、そこでやはり大きな被害を受けるという状況がございます。本県におき

ましては、今のところ幸いにまだ大きい地震などはないのですけれども、やはり今、道路、橋梁なんかの基準が、阪神大震災並みの地震が来ても大丈夫なようにということをつくられております。それに向けて耐震補強をやっておりますけれども、それについてはまだ道半ばというようなところでございますので、例えば橋梁が実際、落橋するかどうかというのはちょっとわかりませんが、被害を受ける可能性のあるというのは約半分ぐらいの橋梁はまだあるのかなということは認識しております。

齋藤委員

これだけ世間で地震災害が騒がれておるときですから、やっぱり土木関係としても、どんな災害が出るかということのシミュレーションをしておく必要があるんじゃないかというふうに思うんですよ。そのときに、では、一体どのぐらいの災害の被害額が想定されるのかということも、私はやっぱりシミュレーションしておく必要があるんじゃないかと。それは緊急時だけ、緊急時が万が一発生したときのことを考えなければ、これは県財政だって破綻してしまう。大きな地震で国の激甚災に入れてもらえるような地震であればまた激甚災で国の補助も取れますが、そういうものに値しない範囲であれば、これは県が独自である程度対応していかなければならない。そんなときに国からどれぐらいの補助をもらえるのかということもあるわけなんですね。ですから、そういうシミュレーションを私はしておく必要があると思うんですが、その点、部長、どうですか。

上田県土整備部長 齋藤委員のおっしゃっているシミュレーションということは当然必要だと思えますけれども、今言われているのは、山梨県で仮に広域的な災害が起こったとしたならば、一番どこが大きいかというと、釜無川の断層、糸魚川静岡で起きた場合が一番甚大になるだろうと言われておりますけれども、それがどのぐらいの広さになるかとか、そこら辺については、いろいろ研究はあるようですけれども、申しわけないんですが、我々は県が管理する、例えば県土整備部の管理する県道のみで、市町村道など全体を積み上げたものではありません。ただ、どこにどういうことがあるだろうみたいなことは一応想定しては、それについて、いわゆるどこかわからないわけですけれども、起こるところはどうだというようなことはある程度想定しておりますけれども、被害額がどうということまでは申しわけございませんが、想定はしてございません。

齋藤委員

私は、今、話がありましたように、ちょうど私どもの地域は糸魚川静岡構造線があります。釜無川断層もあります。そういう幾つかの断層がある山梨であります。ですから、私はやっぱりそういうことを想定した被害というもの、起きたときにどういう対応をして、どれだけの被害が出るのかというようなことも、これはやっぱり起きる前に余り地域の人たちに情報を流すと混乱しますから、起きたときにすぐそういう情報が、どういう対応をすべきかということができるように対応をしておく必要があると思うんです。ですから、その辺を早急にそういう対応もしながら、やっぱり山梨県、厳しい財政でありますから、やっていく必要があるというふうに思いますが、最後、もう一言、部長、決断をお願いします。

上田県土整備部長 齋藤委員おっしゃるとおりだと思っております、防災といいますと、今、大きな災害というと、まず身を守って逃げるということがありまして、県全体とすると、総務部に地域防災計画なるものがありまして、その中の一部門として県土整備部ということでございます。ただ、逃げる時、または応援物資を

送るとか、我々の部門もその中で大きな役割は占めていますけれども、全体として、今言われた課題について、どこでどういうものが起きたらばどうするのが一番ベストなのかと、想定の上に対策をとるということで、関係するところとよく調整して、最大限の努力をしたいと思えます。以上でございます。

齋藤委員                    よろしく申し上げます。

( 裁判で争っている事業者の入札参加について )

樋口委員                    裁判で争っている事業者の入札参加についてちょっとお聞きをします。この後、森林環境部の所管するところに質問が入ると思えますけれども、県が訴えている相手方に対しての入札参加制限が本県ではあるのかどうか。

末木県土整備総務課長    現在、訴訟を行っているのは環境整備事業団であります。県ということではなくて、県と環境整備事業団は法人格が異なっております。また、整備事業団につきましては、出資法人ということで、出資法人が行った公共事業における訴訟のあり方に対して入札制限を行っている都道府県もございません。私どもの県も同様に入札制限は行っておりません。

樋口委員                    環境事業のほうは私のほうが言うからいいんですけれども、県土整備部はないということですね。ほかの県の県工事についてはどうでしょうか。

末木県土整備総務課長    県工事につきましても、私どものところでは入札制限というふうなものをやっている状況はございません。

樋口委員                    ほかの都道府県ではどうですか。

末木県土整備総務課長    現在、他県において入札制限を行っているというのは1県だけでございます。愛知県において制限を行っているという状況はございます。

樋口委員                    そこで明野の話になるんですけれども、山梨県建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領では、公共工事の県工事という言い方をしてしまして、今、課長が言われたように、法人格が違うということもありますけれども、県費が多額に投入をされて、建設、運用しているところについては、やっぱり公共工事、県工事とは言わないという定義になっているんですか。

末木県土整備総務課長    少なくとも発注自身は環境整備事業団が行っておりますので、県工事ではございません。

樋口委員                    ほとんど全ての県民が県と環境整備事業団は一緒だというふうに思っていると思えます。また、横内県政になってから、環境整備事業団の理事長もある時期から横内知事がみずから就任されておりますから、県イコール県知事という同じ法人格でいいんじゃないかなというふうに思えますけれども、それはやはり今までも、これからも区別をしていく、区分をしていくという考え方なんでしょうか。

末木県土整備総務課長    環境整備事業団への県の出資金は1,000万円ということで、全体の3分の1でございます。そういった状況もありますので、どこまでいっても出資法人という状況にあります。

樋口委員 県が出資する法人については全て同じ対応という理解でよろしいですか。

末木県土整備総務課長 委員がおっしゃるとおり、全ての法人で同じ状況でございます。

樋口委員 県政の鬼っ子、あるいは最大の今、失政といいますが、横内県政だけじゃなくて私どもの責任ももちろん含めて言われている中で、やはりこういうところも今後検討していくことが、失敗を生かすということにつながるというふうに思いますから、それについて検討することも必要かなというふうに思います。きょう一度だけの議論ではそう簡単に事が進んでいくということにならないと思いますけれども、そんな検討の余地もぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

末木県土整備総務課長 現在、係争中の案件であります。今後、裁判が確定して、例えば粗雑工事であるというふうなことを裁判所が認めて、建設業法に基づく監督処分というふうなものがなされた場合につきましては、指名停止等の措置ということも検討することになってくるのではないかとこのように思っております。

樋口委員 これからお尋ねしようと思ったんですけれども、例えばですね、県が勝訴する、有罪が確定するといった場合には、出資法人であろうと、今、課長がおっしゃられた指名停止等の措置要領にのっとっての対応になるという理解でよろしいのでしょうか。

手塚技術管理課長 今、明野の工事につきましては、一般工事、県工事でないというお話をしております。明野の場合、一般工事等の裁判のほうで建設業法違反ということが確定しますと、今度は我々の指名停止措置要領にのっとりします。それによって内容を調べ、指名停止となります。以上です。

樋口委員 ということは、今、一般工事ということですから、所管が判断をして、その判断が裁判という形になっていると。裁判の結果を見て、県土整備部の持っている要領に照らし合わせて、裁判の結果によって対応するということよろしいですか。

手塚技術管理課長 そのとおりでございます。

樋口委員 そして、今、行っている裁判については係争中と。もう一つについては事業団の要請と施工業者の主張が平行しているということでもありますけれども、そこですね、その争点の一つが瑕疵担保責任というようなこともお聞きをしているわけでもありますけれども、環境整備事業団のほうでは、県土整備部の考え方を参考にしているという話でありますけれども、その辺についてどのような対応をして、どういう決まりになっているのでしょうか。

末木県土整備総務課長 現在、県の公共工事の標準請負契約約款というふうなものにおきまして、瑕疵担保責任については引き渡しを受けた日から2年以内に行わなければならないというふうに規定をしております。

樋口委員 どういう工事であっても、どういう種類であっても、一律に本県では2年、あるいは全国的に決まっている、あるいはこうだと、そういったものがあつた



ら少し詳しく教えてください。

末木県土整備総務課長 先ほど言いました、標準の請負契約約款というものをベースに請負工事の約款等を決めていくというふうにしておりますので、基本的には全ての工事が同じ内容を決めているというものであります。先ほど、2年以内というふうに申しあげましたけれども、瑕疵が受注者の故意または重大な過失によるというふうなものにつきましては、10年という規定もあわせて入っているところでございます。

樋口委員 2年or10年と、かなり年数が違うような気もするんですけども、それはどこで判断を。例えば、明野のほうは裁判の中で決まっていると思いますけれども、2年から10年というのはどのようにその幅は決めているんでしょうか。

手塚技術管理課長 まず、重大と認められるものにつきましては、会計検査院による補助金の返還や手直し等が指摘されたとき、また、建設業法に基づく監督処分がされたときなどが重大なものだということです。

樋口委員 また資料をいただいてちょっと私自身も勉強したいと思いますが、いずれにしても質問させていただいたのは、明野の処分場が閉じようとしていますけれども、森林環境部だけじゃなくて、やはりほかの所管されないところも、できるだけ情報提供というか、協力し合って、今回のこの事態を重く受けとめて、次につながると思いますか、二度と繰り返さないようにするにはどうしたらいいかということややっぱり考えていかなければいけないなというふうに思っています。例えば今、瑕疵担保責任についても、もしかしたら担当課のほうはそれほど深くわからず、全部弁護士に任せればいいと思っているかもしれない。そうじゃないかもしれませんが、その辺の情報提供や、あるいは指示、指導等があったりしているとすれば、ぜひそれを存分に提供、活用するべきだと思いますが、その辺はいかがですか。

末木県土整備総務課長 今、委員からお話がありましたように、当然、県庁全体の中でいろいろと工夫して対応していかねばいけない内容だと思っております。ぜひそんなことで進めていきたいと思っております。

**主な質疑等 森林環境部関係**

第107号 平成25年度山梨県恩賜県有財産特別会計補正予算

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第119号 指定管理者（八ヶ岳自然ふれあいセンター）の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第120号 指定管理者（森林公園金川の森）の指定の件

質疑

高野委員 アメニス山梨（金川の森）グループは3社だと思うんですけど、資本金または基本財産というのは、それぞれが1,000万円というふうな形になってくるんですか。また、アメニスってどこの会社ですか。

島田県有林課長 法人登記簿で所在を確認していますが、アメニス山梨は本社が山梨県大月市にございます。また、アメニス山梨は株式会社でありますので、登記上の資本金が1,000万円であります。

高野委員 このグループは県土整備部の指定管理にも出てきた会社なんだけど、山梨へ来てつくったアメニスという会社なのですか。それともよそのどこかの資本が入ってる会社なのですか。

島田県有林課長 アメニス山梨株式会社は山梨に設立された企業ということでありまして。グループ会社としましては、親会社が東京にあります日比谷花壇という会社になります。

高野委員 これは3社それぞれ1,000万円の資本金なんだけど、さっきの県土整備部でアメニスが入っていたときの責任割合は、85%対10%対5%だったけれど、その割合って、ここにもありますか。

島田県有林課長 資本金につきましては、こちらに記載したとおりであります。3つの会社のグループ内における責任割合といったものを提案で求めておりまして、それによりましてアメニス山梨が85%、自然教育研究センターが5%、東勝緑産が10%、そういった3社で協定を結びまして契約しております。

高野委員 それでは、この自然教育研究センターっていうのは、コンサルタントなんで

すね。

島田県有林課長 自然教育研究センターでございますが、東京都の立川市にあります会社で、主に自然教育に関するプログラムの企画ですとか、そういうコンサルタントであります。

高野委員 点数がかなり接近して何社があるんだけど、基本的にはやっぱり山梨県の税収の中で税金を使ってやることだから、なるべく地場のもの、遠くのものが山梨に来て会社をつくったなんていうようなものに対しては、俗に土木でいう総合評価制度じゃないけど、そういうことってというのは全然、森林環境部では考えないのですか。

島田県有林課長 指定管理の方針につきましては、その事業の主たる事務所が山梨県内に所在するところということを条件にしております、それにより法人事業税を山梨県に納めている会社となります。それから、委員の御指摘がありましたように、山梨県の企業を使うといったこともあり、山梨県に主たる事業所を置く者が代表者であり、それから、責任割合も最大であると、そういったことを条件として公募した結果、アメニス山梨が代表者であるこちらのグループが候補者となったところであります。

高野委員 主たる事務所を置くということではないのですか。これはたまたま前のウェルネスパークがあったからだけど、あなたの説明はちょっと違いますよね。主たる会社を県内に置くってというのは、もしこれが初めてのことであれば、決まってからでいいんだよね。

島田県有林課長 初めてのケースですと、指定管理が決まってから置くということになっております。

高野委員 6社出してるから、いろいろな人の言い方があって、例えばここに今の決まるべき共同企業体の人の評判が悪いとか、いろんなことが、耳に入ってくるんです。それは何でっていったら、どうも、ウェルネスパークのことなので、横での連絡ってというのはどういう取り合いをしてるのですか。そういうのはしてないのですか。

島田県有林課長 アメニス山梨グループは、ちょうどウェルネスパークを管理している構成団体と一緒にございますので、その面におきますと、公園のモニタリングシートでその運営状況ですとか、利用者アンケートによる満足度、そういうところについて確認をしております、その結果によりますと非常に満足度も高い、利用面も上がっている、管理も良好だという、そういった情報は得ております。

高野委員 そのモニタリングは誰がやってるわけですか。

島田県有林課長 モニタリングは施設の所管課が行いますので、県土整備部の所管課が行っています。

高野委員 森林環境部の所管でやってるわけではなく、ウェルネスのことを、県土整備部へ聞いたならそう言ったよっていう、そういう話ですね。

島田県有林課長 県土整備部に確認しましたし、また、公表資料、ホームページ等で公表されておりますモニタリングの満足度の状況ですとか、そういったものを確認させていただきました。

高野委員 モニタリングはその所管のところでやってるということは間違いはないんだね。

島田県有林課長 モニタリングは所管課が行っております。

高野委員 何でこれを聞きたいかという、何か、秘情報なんだけど、これについては何か意見書なり何なりが何枚か出ていると。点数はどういうふうに決めているかということがあるらしいんだけど、それについての質問書と答弁書って今言えますか。

島田県有林課長 次点となりましたグループの代表から質問書が来ております。その内容についてですが、質問書の原本はここに用意しておりませんが、質問内容については整理したものを持ち合わせております。質問としまして、財政基盤、資金の調達計画等どのような基準に基づく評価をしているのか具体的に聞きたい。それから、それは個別の積み上げ方式なのか、あるいは総合評価なのか、その評価方法は分級による評価なのか、係数による評価なのか、回答願いますと、こういった質問でございます。

これに対する回答であります。県のほうで法人概要書、それから決算報告書によりまして、各構成員の財政基盤、これは自己資本比率とか預金ですとか、金融機関からの借り入れ状況、また、資金の調達計画、そういったものを総合的に評価しております。また、評価につきましては、財政基盤を段階に分けて区分した上で評価をしております。

高野委員 委員の人がみんなわかってるわけじゃないから、はっきり言って、決めるときに、大手の会社が入るところを何か優先して各指定管理に決めているような気がするんですね。だから、さっき言った、日比谷花壇が親会社であって、日比谷花壇の財政力じゃ大丈夫、日比谷花壇のこれまでのノウハウじゃ大丈夫、何となくそんなような気がしてしょうがないんだけど、それはあくまでも日比谷花壇の財政力なり能力なり資質なりをつかまえて言っているのか、それとも山梨アメニスをつかまえて言っているのか、そこがよくわからないと。

島田県有林課長 経営基盤の評価につきましては、これは山梨に登録されている事業所だけを評価しておりますので、このアメニスの場合は東京にあります親会社のことは評価をしておりません。山梨だけで評価しております。

高野委員 ウェルネスじゃわかるけど、金川の森のこの部分では、今のちょっとお答えでは納得いかないんだけど、そして、次点と1点差しかない。別に、逆にして次点を候補者にしろという話じゃなくて、これだけやっぱり接近している部分のものに対しては、いま少し森林環境部としても考えていかなきゃおかしいんじゃないかな。例えば、じゃあ、同点だったらくじ引きでもさせるってことですか。

島田県有林課長 公表しております募集要項の中では、選定委員会を選んだ高い順位のほうから決めていくと、そういうことが書いてございます。ただ、その中で、1位と

なった場合でも一定の基準に満たない場合ですとか、それから、ある項目が極端に低い場合、これについては必ずしも1位が選定されることではないと、そういったこともありますので、県ではその選定委員会の結果を踏まえまして内容を確認したところ、そういったところも問題がないと判断いたしましたので、この得点どおりの1位を候補者として選定したということであります。

高野委員 得点に満たないっていうのは、これは70点以上書いてあるからだけで、得点に満たないっていうのは幾点までのことを言うのですか。

島田県有林課長 基準の中では、特に何点以下が規定値に満たないとか、そういった取り決めはございませんけれども、総体的に見まして極端に低い点数があると、そういったことにつきましては確認しなければならないということになります。

高野委員 極端に低いっていうのは、何を基準に低いつて言ってるのか。では、どこが基準線になってるのか。例えば、今定例会の指定管理者の指定の全体の中に50点っていうやつも1つあるんだよな。だから50点ってやつは、その認められない点数なのか、認められる点数なのか。例えば10点でも15点でも、誰も競争相手がいないければいいってことなのか。

島田県有林課長 提案につきましては、県が求めている基準の中で、できるだけ良質なサービスで得られる、そういった内容について審査しておりますので、それについてプロポーザルで提案を求めての得点になります。何点、50点ではいといったことについては、特に県庁全体の中でも設けてはいないところであります。ただ、森林環境部の中で言いますと、例えばこれは採点の中で言いますと施設の利用促進に関することや経理的基盤など、こういったところが、極端に低いところがあればそれを確認していくと、そういったことになります。

高野委員 極端に低いところがあればだけど、では、極端に接近しているところがあれば、それも問題じゃないんですか。

島田県有林課長 今回の場合、上位3社が接近しておりましたので、利用促進策やサービスなどについても提案内容、そういったものについても確認させていただきましたところではありますが、特に得点を調整するようなことが材料としては見当たりませんでしたので、その委員会のつけた点数どおりを順位としまして候補者といたしました。

高野委員 詳しく点数の部分で聞きたいと思うところが幾つかあるんだけど、まあ、そんなこと聞いてもしようがないんだけど、例えば、この委員の点数表についてだけで、あんた方は何か、さっきは得点上位者だけについてあんた方がそれから関知したのか、その前にあんた方がいろんな情報を入れてやってるのか、審査は幾日やってるわけですか。

島田県有林課長 審査につきましては3回行っております。事前の情報については、それぞれの公園の現在の管理状況ですとか、また、提案に当たっての審査事項、そういったものを説明しております。

高野委員 大学教授が幾人も委員となっているけれど、この大学教授2人。例えば、南アルプスの芦安山岳館の館長は、どういうことが専門なのですか。

島田県有林課長 芦安山岳館の館長は専門は自然環境と、山岳の観光についてであります。

高野委員 いや、3人聞いたんだよ。

島田県有林課長 山梨学院大学の久保特任教授につきましては、植物とか生態学、山梨県植物研究会の会長もされています。

それから、高田都留文科大学教授につきましては、環境教育、人文、こういったほうの専門の方であります。

高野委員 あとは会計士と公団事業推進部長なんだけど、でも、これって今までやっぱり県が林業公社で直営でやってたんだから、ある程度直営でやってるといふ部分での説明をしてやらないと、選定委員の人たちはわからんでしょう。この人たちがみんな全てを網羅してわかってる人たちじゃないでしょう。そうすると、その3日の評価をどういうふうにしていくかということは、ただただ、紙面上での評価にしかならないんだけど、それに対しての言いわけってありますか。

島田県有林課長 公認会計士以外の4名のうち、3名の方が実際に公共施設の管理に携わっている、または、過去に携わったことがあるということもありましたので、そういった面では施設の管理運営についてもあわせてノウハウを持っていると、そういった形で選んでおりました、また、それぞれの先生方にも現地についてはそれぞれ自主的に行かれているということを確認しましたので、あわせて施設の状況とか、そういったものについては御理解いただいたものと考えております。

高野委員 自主的に行かれている。さっき、ウェルネスのほうでちょっと聞いたら、1日5万円ずつもらっていると。じゃあ、独自に行った人も5万円もらってるわけですか。それは無料でやってもらってるわけですか。

島田県有林課長 実は、6社、今回、森林環境部で言いますと、10社の提案があったわけですが、これにつきまして県に来て審査をしたのが3回ありますが、それぞれ御自宅に資料を郵送して、そこで審査をしてもらっておりますので、そういったものについては謝金は提供しておりません。ただ、県に来た分の3回だけを計上していますので、その方々が必要と考えて現地の調査等に行かれていると、そういったことであります。

高野委員 普通、受験勉強を学校だけでやってるんじゃないで、うちへ帰ってもやってますよってというのが受験勉強の範囲だよな。あなたの言ったのは、私、何回も聞いたでしょう。3回って言ったのは。それで、6社のものを3回で不思議だな。そうしたら独自で行っていると。独自で行ってるものに対しては、それだけの費用弁償ってあるのって聞いたら、そこは答えてないし。

島田県有林課長 独自で行っているものについては費用弁償はございません。

高野委員 6社、検討するには安く仕上がっているほうだな。6社の人を検討して3日で仕上がったっていうのは。さっきはもっと少ないところを4日も5日もやったらいいので。だけど、それには何か、何となく、こう、林業公社の指導的なものがあったり、いろいろあるというふうな気がするんだけど、県はあく

までも、全部、選定委員会の人に任せてあります、県は一切、口出していませんっていう言い方をみんなするんだよな。どこがほんとか、よくわからないんだけど。こういうのはやっぱり、何でもそうだけど、疑ってみたら、幾らでも疑えるから、点数が1点差ずつで3社がいるとなると、やっぱり少しは、競わせる部分っていうのがあるんじゃないのかなと。ましてや、指定管理者の候補者との協議による合意後の金額ってここに書いてある。それなら、その1点ってのは、極端なこと言えば、金額的に幾ら違うのですか。お金の計算では出てこないか。

島田県有林課長 そういった点でいくらというような計算はしておりません。

高野委員 だけど、私の言うのは同等の常識を持ってやってくれてるところがあれば、もう少し範囲を広げて考えたほうが。だって、指定管理者の候補者との協議による合意後の金額って書いてあるんだから。では、3人ほとんど同じだから、どうですか、実際、もう少し安くやってくれませんかって言えば、これは県費の節約になるんじゃないですか。

島田県有林課長 点数の配点の基準でありますけれども、企画点の内容に80点となっております。まして、価格点につきましては20点配点しておりますので、80点という企画点の中での提案内容とその審査、応募者によるプレゼンテーション、それからそれに対する質疑の状況。提案書の内容を精査した結果として、それぞれ審査項目ごとに審査員が点数をそれぞれの配点を満点としましてつけた、その5人の平均というのがこちらに小数点第2位まででしております。そういった結果になっておりますので、これらの積み上げについては、よく確認をするということで、こちらについての企画の内容についてはしっかり確認して、この点数を採用したと。価格点につきましては、一番最高のものが、満点の20点を取りまして、それから、それごとに案分して点数をつけていくという形でやっておりますので、そういう内容を検討した結果としての点数を採用したということになっております。

高野委員 いずれ決めないと、来年4月1日からあなた方が行って入り口で料金徴収したりするの大変だろうからだけど、やっぱり一応、5年間で34社に対して合わせて百三十数億円出すんだから、それだけおかしくない、また、県民のために税負担も少なくなるようにということをやったり重点的に考えてやってもらいたいと思うね。

浅川委員 指定管理全体について、私、先ほどもちょっと意見を申し上げたわけですけど、所管が全然違いますので、また原点に戻りながら質問させていただきます。この選定委員ですか、これは誰が決めたんですか。

島田県有林課長 選定委員につきましては、森林環境部で決めました。

浅川委員 この根拠はさっきほど、少し言ってたんですけど、正確に言っていただけませんか。

島田県有林課長 1人ずつ。正確にということですので。委員長の高田先生は、元、岐阜の県立森林文化アカデミーの教授ということで、森林、それから環境教育を専門にやられていた方でありまして、前回の指定管理者選定委員長をやっていたい

た方であります。

それから、塩沢久仙先生でございますが、現在、南アルプス市の施設であります南アルプス芦安山岳館、こちらの館長であります。NPO法人芦安クラブの副会長、山梨県環境保全審議会の委員、環境省の自然公園指導員等をされている自然環境の専門家でございます。

大久保栄治先生は、植物全体の専門家でありまして、山梨県環境保全審議会の委員、それから山梨県の植物研究会の会長、山梨県文化財審議委員等を歴任されている植物などの生態系の専門家であります。

長谷川清弘先生は、公園財団の事業推進部長ということで、これは国のほうの一般財団であります。全国の国定公園ですとか、都市公園、そういったものの管理運営、そういったことをされている団体の職員であります。

久保島先生は公認会計士ということで、財政、経理、主には経営基盤の審査を行っていただくということで、会計実務に精通した者を1名選ばなければいけないものですから、お願いしたということであります。以上です。

浅川委員 今回、初めて指定管理という方法を選ばれたみたいですが、ここまで行くために、あり方検討委員会みたいなのは開かれたんですか。

島田県有林課長 今回のこの3回の委員会の前にとということでは、委員会自体はこの3回だけ実施したということでありまして。

浅川委員 ここまで持ってくるためのあり方検討委員会みたいなものは過去ほとんど開いてないってことですか。

島田県有林課長 公募の委員の選定の方法ですとか、審査の方法など、この仕組みについては、これは県庁全体で、行政改革推進課のほうでそういった進め方については検討された結果として、こういった基本方針とかガイドラインが出てきているということでありまして。

浅川委員 指定管理者の候補者に決定するのは、県有林課でやったんですね。

島田県有林課長 選定委員会の選定結果を踏まえて、県が決定することになっておりますので、森林環境部で候補者を決めたということですよ。

浅川委員 ちょっと質問が重複するかもしれませんが、この部分については県有林課は関与していなかったんですか。決めるところまでは。丸投げでお願いしたんですか。

島田県有林課長 委員会に対しましては審査基準で審査していただきますので、その際に各公園の審査、それから委員の方からもこういった管理運営をしていったらいいのか、そういった質問等もありまして、そういったところについては委員と議論をしまして、そういったものを踏まえてその審査基準というようなものを作っておりますので、県有林課も関与してそういうものをつくっております。

浅川委員 その審査基準だかの審査項目は、指定管理の人たちがつくったわけじゃなくて、この基準、項目は、県がつくったんですね。

島田県有林課長 項目自体は県庁全体でガイドラインというものがありまして、県の行政改革



推進課、そちらのほうがこの基準の大枠をつくったということです。その後で細かい部分については森林環境部でつくっております。

浅川委員 だから、自分たちがつくりながら、あとは丸投げみたいなことで、それで出てきたものについてはきちんとした対応をするわけでしょう。ちょっとその辺は問題ないですか。反省するところないですか。

島田県有林課長 できるだけ、その施設の目的を果たせるように、また、県民に対してのサービス向上ということで審査基準については委員とも相談をしながら、県民の意見も添えまして、審査基準のポイントを作っております。

浅川委員 プロポーザルみたいなもんだから、それは自分たちが考えてるよりは、上のほうを当然ね、実態よりか、多分、上を目指した提案はしてくるはずなんですよ。この場合は、今まで要するに実施していた団体がないんだけど、そういうものがあつたときに、例えば今までそこを管理していたところなりとの整合性みたいなものは考えたことはありますか。

島田県有林課長 今まで管理していたところが、今の公園の設置目的に基づきましていろいろな事業をやっておりますので、そういうところも考えながら提案の内容、そういったことも触れるようにしております。

浅川委員 本当にこの指定管理については、いろいろな部分の中で、ちょっと私どもも、これは見直さなければいけないというふうに強く今、感じて、同じような質問を実はさっきもさせていただいたんですが、この選定委員につきましても、県は丸投げなようなことを言って、そこに全然関与しないような、要するに時には出てきたり、時には引っ込んできたり、最後は要するに知事が決めるとかっていう、そういう発言があるんだけど、その辺はどういうふうに責任を持って決めているんですか。

島田県有林課長 提案書の内容につきましても、県の指定管理の審査基準などを見まして、委員の方々がつけた点数、これについてしっかり提案された内容が反映されているのか。そういったことにつきましても、県も確認しまして、そういったところでは確認した上で選定委員会がつけた点数を基に、候補者を選定しているところでもあります。

浅川委員 ある指定管理を受けたところで、次点が繰り上がったところがあるんです。それは、やっぱり整合性を突き詰めていくところにかなりお互いの段差が出て、相当の要するに点数の部分、料金の部分ですか、指定管理料で差額が出ていたんですが、これ見ると、ほとんど1点でしょう。先ほど、高野委員が言っていたとおり。それで、県内で、こんな厳しい時代にその辺のことは全然、県としては頭の中になくて、点数だけでぱっと決めたんですか。

島田県有林課長 もちろん、提案内容についても見まして、それと各委員が同じ提案書なり、それから説明を受けた中で、各項目に1人ずつつけた合計の点数の平均点、こういったものにつきましても、結果として非常に僅差となっておりますけれども、それが内容については特に問題はない、そういった判断もありますので、点数の高いものを候補者とする、そういったところについて県のほうで採用したところです。

- 浅川委員 選定委員の方たちは何回かこの現場に行っていますか。
- 島田県有林課長 現場に行ったということは確認しておりますけれども、何回というところまでは確認しておりません。
- 浅川委員 1回説明に連れていただけでしょう。違いますか。
- 島田県有林課長 県としては現地での説明会とか、そういったことは行っておりません。
- 浅川委員 決定する権限は少なくともここにあるわけだから、その点差が1点だとかという場合は、皆さん寄ってもらって御協議願うぐらいのことはしてもいいんじゃないですか。100点对60点じゃないんですよ。ほとんど77点にみんな並んでるじゃないですか。
- 島田県有林課長 県のガイドラインで、最高点の者を候補者とするということがありまして、そういう点数によって高いものを決めたと。ただ、内容についても確認をして、点数の高いところが候補者となっております。
- 浅川委員 ガイドラインもあんたたち人間がつくったものでしょう。ちょっと違うんじゃないかと思うね。よそから来たっていう、これは不公平な言葉かもしれないけど、非常にここが点数がすごく離れてるんだったら、これはまあ、しょうがないですけど、ここまで並んだら、皆さん呼んでみて、もう少し協議してもよかったですんじゃないですか。さっき言ったように、同点だったら、それは抽選をするんですか。
- 島田県有林課長 候補者につきましては、選定委員会がまずは順位を付けて候補者を選ぶことになりますので、その場合には仮に同点となりましたら再協議、もう一度、必要となればそういったことになるかと思えます。
- 高野委員 どこへ決まっても、どうかなっていうふうな気はしてるんだけど、もうちょっと、基本的に。さっきから聞いてると、何となく選定委員に任せたっていう部分と、最終的には県で決めてあるっていうけれど、各部局はその選定委員会へかかわらないと。これは申しわけのとおり、みんな言うけれど、実際そうじゃないでしょう。3回委員会をやったのは卓上でやっただけでしょう。現地へ1回も行っていない人が、植物に対しての権威であろうと何であろうと、現地に行かない人に何がわかるのよ。余りにも答弁が粗雑だよ。
- 長江林務長 ただいま、今回の指定管理を巡って非常に議会にわかりにくい、担当課長のほうからも説明させていただきましたが、外形的に手順がわかりにくいような感じのところが多々あったというふうな受けとめかと思えます。もう少しわかりやすく、また、実情が十分加味されて、県民にとってよりよいサービスができるようにということで、制度の運用についても、これも今回だけではなくて、また後にも続いていく作業でございますので、意を配して対応していかなければならないというふうに御質問を承った中で感じていたところがございます。そんなことで適切に対応してまいりたいと考えてございます。
- 安本委員 7ページの採点結果、この採点の基準がどのように作成されているか、結果

として判断するために作られたと思うんですけれども、一番下にあります事業遂行能力の中の法人等概要書というのはどういう基準、どういう配点基準となっているのでしょうか。

島田県有林課長 一番下の法人等概要書の欄でございますけれども、こちらにつきましては企業の安定的な経営基盤、こちらについて審査をした結果となっております。こちらは、その企業の資金調達計画ですとか借入金比率ですとか返済計画、出資自己資本比率、そういったものが入っております。

安本委員 私は県内とか県外とかは、こだわらないんですけれども、候補者とその隣の2番目のところ、次点のところを見ると、一番上の運営方針等については次点のほうがしっかりと理解はしてしまして、管理運営の内容に関する事項についても、ほとんど同じだというふうに思います。で、この内容が適切、効率的に維持管理できるかということについては次点のほうがいいわけですよ。最後のほうに来て提案価格。いい管理をしようと思えば若干お金がかかるのはそれは当たり前だというふうに思いますけれども、事業遂行能力ということで一番、この法人等概要書だけで候補者と次点は3倍の点数になっている。5点とはいえ。ここで、2.5の差がありまして、候補者と次点の全体の差は1.14ということなんですけれども、結果としてこうなって、採点基準として考えられたのはよかったのかもしれないんですけれども、私とすれば、素人から見れば、別に借り入れなくてもこの維持管理ができるのであれば、こんなに3倍もの開きがどうして出るのかなという気がすごいです。

ここは、林業公社直営でやられていたときに、委託か何かされていた会社というのは6社の中にどこかあるんですか。関係している会社。

島田県有林課長 林業公社が管理しているときに、請負に出していたときの会社が1社、アメリ山梨グループの中にございます。これは植栽管理を専門にしている会社で、そういった意味で現地で仕事をしていたということがあります。

それから、最初のほうの御質問、得点の差でありますけれども、グループ企業の経理基盤につきまして審査しまして、次点のところの事業体は借入金が多すぎて、自己資本比率が低いということで、安定的な経理基盤についてこのようなことになっています。また、候補となったところにつきましては、十分必要な当座預金もあったので、自己資本比率が高かったと。財政基盤が安定しているというところで点数の差が開いたということになります。

安本委員 具体例として会社を当てはめていったら、こうなったということなんですけど、こういう結果も起きてしまうと。私からすれば、いい管理をしてもらえるところが経営基盤について、信頼感がなかったのも、やっぱりためだった。でも、もし、皆さんが使う施設であれば県もサポートして、この3倍の開きは何とかならなかったのかと。1.25と3.75という開きは、いい企業が入れば入るほど悪くなっていくことだと思いますので、ちょっと矛盾を感じるんですけど、そういったところについても、私は今回のことを課題としてもう一度見直してもらいたいなという思いがありますけど。

島田県有林課長 会計処理に精通した部分のところの審査になりますので、そういったところについてこの点数の開きがここで現実的に出てしまったということではありますが、この配点の内容とそういったものについては、今回は5点という部分でありますけど、こういった内容で審査をさせていただいたということで、こ

れがどういうふう to 今後やっていくかというところについてはまた考えていきたいと思ひます。

高野委員　　ここの場で即っていいことがいいのか悪いのか、ちょっとよくわからないから、終わったら執行部に出てもらって、委員だけで考えを一つにまとめないと、当局が困るだろうし、そういうふうにして、委員会の方針は一番最後に回してもらいたい。

山田委員長　　わかりました。そういう意見もありますので、それを採用しますので、この採決については後ほどさせていただきます、次へ移らせていただきます。

第121号 指定管理者（県民の森保険休養施設）の指定の件

質疑

山田委員長　　課長、10ページの委託料の5%の扱いと8%の扱いが同じ金額になっていますが、その説明を。

島田県有林課長　　消費税率5%で4,347万6,000円でございます、その後の協議で管理運営について縮減をお願いしたところがありまして、その結果としまして管理料が下がったのですが、消費税を8%とした結果としてその同じ金額になったということで、協議した結果で縮減をしたということです。

山田委員長　　総額でどちらも合意しているということでいいですか。

島田県有林課長　　はい。

齋藤委員　　ほかはみんな委託期間が5年間ですが、ここだけ3年間と定めた理由を教えてください。

島田県有林課長　　現在、南アルプス市と協議しておりまして、南アルプス市が受入れに要する期間を3年間と考えておりまして、3年の間に自然体験などのプログラムを策定するとか、それから指導するものの育成とかそういったものを3年間で行って、受入れ体制が整った後に県からの移譲を行うと。そういった期間を今、3年間としておりますので、指定管理を3年間としたところであります。

齋藤委員　　今までも南アルプスがやっていたわけですね。

島田県有林課長　　この施設につきましては、現在まだ山梨県林業公社が指定管理をしております。

討論　　なし

採決　　全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第122号 指定管理者（武田の杜保健休養林）の指定の件

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

( 休 憩 )

第120号 指定管理者(森林公園金川の森)の指定の件

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第106号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第2条繰越明許費の補正中土木森林環境委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中土木森林環境委員会関係のもの

質疑 なし

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

請願第25-4号 明野処分場の早期閉鎖を求めることについて

意見

高野委員 11月27日に知事のほうから全員協議会の場において明野の処分場を閉鎖をしたいという申し入れが、この請願は早期閉鎖を求めることについてという意思であります。もう県としては閉鎖をするんだと結論が出たというようなことで、この請願は必要ないというふうに思っております。

保延委員 私は、全員協議会の中で意見を言わせていただきましたけれども、あれだけいろいろ何年もかけて、しかも50億円以上の予算を投下して、軽々しく閉鎖なんていうことは、私個人としては反対です。もう少しいろいろなものを精査して結論を出すならいいけど、全国の処分場の着工したもので、今まで閉鎖した施設がないんですよ。山梨県が初めて。これだけの高額の予算を投下して、長い時間もかけて。ですから、私は今の現状ではそういったことに対しては反対であります。

樋口委員 知事は、執行部としての方針を述べたわけです。閉鎖が決定しているとは僕は思っておりません。県議会の意見を聞きたい、地元の意見を聞きたい、北杜市の意見を聞きたいというところでもありますから、それは今からの、閉鎖決定は、今、方針を出しているというふうに私は思っています。知事のお考えを私たちに表明されて、県議会の意見を聞きたいと。本会議で、あるいはこの会議の中で、これからまた今、この保延委員や高野委員が言われたことも出てくると思いますが、それを踏まえて正式にどうするか決まると思っています。これはこれで

請願として出されていますから、意見として聞いておくということで、私は継続でいいんじゃないかなというふうに、私はそう思います。以上です。

( 休 憩 )

討論 なし

採決 全員一致で継続審査すべきものと決定した。

#### 所管事項

#### 質疑

( 明野処分場閉鎖方針の県民への説明について )

高野委員 テレビもいっぱい来ていますが、多分、明野処分場の閉鎖の問題についてだというふうに思っております。私は、知事が全員協議会ではっきり閉鎖を打ち出したということ、また、その閉鎖を打ち出した後、新聞記事とかいろんなもので非常に批判も多いと。どこに批判があるのか。閉鎖したことに批判があるのか、どこに批判があるのかよくわかりませんが、たまたま地元の地域で話を聞いても、何にしても県は説明不足だと。県民に承知してもらえような努力は全然していないんじゃないか、そういう声が多く聞かれるわけですが、その説明をする必要というものをしっかり努力をして、説明は説明なりに、また、最終的に決断したことについては我々が議会において賛成できるか反対できるかというふうなことではないかなというふうに思っておりますので、その辺についてお答えをお願いをしたいと思います。

保坂環境整備課長 ただいま高野委員から県民への説明ということで御質問いただきました。明野のセンターの問題につきましては、高野委員御指摘のとおり、多額の赤字が見込まれること、閉鎖せざるを得ないということで判断したことなど、県民の皆様これら経緯、原因、理由等について御理解いただけるよう、丁寧に説明していかなければならないのではないかと考えております。

高野委員 丁寧に説明するという意味がよくわからないんだけど、これはやはり知事が改めてよく説明をしながら、どういう形か、少しでも前向きに進むような形を持っていくことがまず大事であると。また、説明をしていくと思うんですけど、どのような説明をしていくのか、その辺についてお聞かせ願いたいと思います。

守屋森林環境部長 委員から、どのような説明をしていくのかという御質問をいただきました。明野の処分場の問題は県民の関心が非常に高いということで、なるべく多くの県民の皆様対しまして、この問題について丁寧に説明をさせていただく、そういうことが必要で、この方法につきましては早急に検討いたしまして、どのような方法でやるのか検討した上で、速やかに対応するようにしていきたいと考えております。以上です。

( 明野処分場閉鎖への原因究明について )

永井副委員長 今、高野委員のほうから説明ということで御質問があったのですが、自分は、結果的に54億円にものぼる最終赤字を出すことになったこの最終処分場な

んですけれども、現横内県政よりも前に長年のいろいろな部分があった。天野県政における平成6年9月の建設予定地の決定とか、山本県政における平成17年11月の建設地再決定をして、その後、平成18年の10月に着工して、そして横内県政における平成21年で5月に供用開始したと。ここまで、およそ20年の長い経緯があるということで、今回、知事が閉鎖の御判断をしたということに関しては理解はするのですけれども、ただ、この長い20年の間にさまざまなことがあったというふうに思います。要は、この54億円余りの税金を死に金にしないためにも、今回、どういったことでこのようなことになったのか、いろいろなさまざまところの御答弁の中に、今回、閉鎖の理由は施工業者の方のミスが閉鎖の大きな原因であるということですので、そうではなくて、まださまざまな原因があったと思うんですね。例えば、県民、地元の方たちに対して交渉が十分であったのかどうか、用地決定の過程に関して、何か県の中で瑕疵がなかったのか、また、決定の過程までに県民の皆さんに対してちゃんと説明ができていたのか、その部分も含めて、今、この決定をなされるまでに、今までこの20年間のことに対しての原因の究明、どうしてこのようになったのかという究明を県庁の中で検討されたかどうか、まず伺います。

保坂環境整備課長 原因の究明といいますが、環境整備センターにつきましては平成21年の5月の操業というときに、それまでに長年の地元との交渉とか、紆余曲折がございまして開業に至ったわけですけれども、開業が21年5月であります。その後、開業前の収支計画では1,800万円の黒字ということで公表させていただいていたものが、かなり厳しいというようなことで、21年の6月に経営審査委員会を設けて、いろいろ検証していただいております。そういう中で、過去のそれぞれ、開業までのさまざまな取り組みについて検証をしていただいているところであります。

永井副委員長 平成21年6月にそういうことをやられて、今回の閉鎖の決定の後、知事含め、皆さんが、今回の問題に関してどういう部分でこういう結果になったかというような原因の究明とか検証とか、そういったことは県庁内でやられたということはないのでしょうか。

保坂環境整備課長 概算収支計画では、1,800万円の黒字ということを公表したわけでございますけれども、経営審査委員会で行ったときの検証が、当時、35億円からの赤字が見込まれるということで、その主たる原因というものが、収支計画で見込んだ廃棄物の確保が困難、5.5年の期間設定、一般廃棄物の焼却灰を除外するという受け入れ品目の設定、民間との価格競争による想定した収入の確保が困難でありますとか、あと、構想から着工まで極めて長期間を要し、設計変更や管理費など、追加的な支出が必要となったというようなことを検証していただいております。

今回、第2回目の異常検知が起きまして、閉鎖せざるを得ないということで、今回、異常検知に起因する損害のほか、当初見込んでいた搬入量の確保ができなかったということにつきましては、その当時行った検証でありますとか、あと、平成23年の5月に収支見通しの変更をいたしましたり、24年の2月に改革プランを出していますので、その当時の検証というものには変わりはないため、ここで特に検証というようなことは行っておりません。

永井副委員長 今までの経緯の中で検証されてきた。さまざまな検討があって21年の供用開始まで行ったと思うのですが、それ以前の計画ないし地元等との折衝に関し

て、そういう部分の中に私は県の検討に何らかの瑕疵があったのではないかと考えています。そこに対する原因がきつとあって、その原因をきっちりここで究明をして、また同じような場面が出たときに、今回の明野の問題を反省材料としてぜひ使っていただきたい。54億円という県費を投入して閉鎖をするわけですから、その閉鎖を決めた段階から、今までにどうしてこういうことになったのかという原因をきっちり県の方たちが精査をして、検証をして、そして先ほど高野委員がおっしゃったとおり、県民の方たちに説明をしなければ、絶対に理解というものは得られないと思います。

一昨年、中小企業高度化資金不良債権の処理で、またこれも多額の税金が投入をされました。そのときに弁護士、公認会計士、金融の専門家による第三者委員会を設置して、貸付手続の経緯と債券管理の状況及び不良債権の方針処理について調査、検証し、その提言に基づいて改善策というものをつくっています。今回も多額の県費を投入するわけですから、このような第三者委員会を設置して、その中で検証をして、改めて次にこういったものの反省を生かせるような改善策をつくるべきだと私は思うのですが、その辺の見解をお聞かせください。

保坂環境整備課長 先ほど私が話をさせていただきました、21年の6月のときの経営審査委員会というものが第三者で構成されておりまして、先生方といいますと弁護士、公認会計士、大学の先生ということで、当時、先ほど話しましたように、どうしても1,800万円の黒字が35億円の赤字になるんだということで、そこでいろいろ検証していただいております。その検証を踏まえて、今後、どういうふうに明野処分場の運営をしていくのかということで、とにかく赤字は大きいけれども、県内の産業廃棄物の適正処理のためにセンターを有効活用して、また、できるだけごみを搬入するよう努力をしていくんだということで、そうした中で赤字もできるだけ減らしていこうということで努力をしてきたということであります。

先ほどもお話ししましたように、その後、23年の5月に47億円という収支見通しも発表させていただき、さらに24年の見直し、改革プランということで、その都度、収入がどんな理由でどういうふうにふえるのかということをお示しする中で、いろいろ御意見をいただきながらセンターの運営を行ってきたところであります。

永井副委員長 搬入をしてからのお話、黒字の計画だったという部分ではなくて、その部分も当然なんですけれども、例えば、場所の選定であるとか、地元の住民の方たちの用地交渉であるとか、決まるまでの過程であるとか、そういった反省は一切せずに、その平成21年のつくられた搬入量がどうだったというものでしか、今回の部分というのは検証もしないし、反省というか、そういったものをやられないということなんですか。

保坂環境整備課長 くどいようで大変申しわけございません。21年の6月のときの経営審査委員会の検証という中で、やはり構想から着工まで極めて長い期間を要し、設計変更や搬入など、追加的な費用が必要になったということ踏まえて、そのときにお話をいただいているのが、当時の時点で遡及困難な過去の政策判断というものがセンターの経営に少なからず影響を与えているということで御意見をいただいております。そうした中で、とにかく、最善の努力をして、その当時取得できる情報の中で最善と思われる努力をしてきたというふうに理解しております。



永井副委員長　　であるならば、今のその御説明をぜひ県民の皆様が理解ができるように丁寧な説明をしていただきたいと思います。54億円という県費を投入するわけですから、その部分の丁寧な説明がなければ、到底これは右から左で、はい、いいということにはならないと思います。やっぱりその過去の反省があって、この54億円をもう、私としてはですね、無駄にしてほしくない。同じようなことを繰り返してほしくない。なので、その部分だけではなくて、改めて皆さんで話をするぐらいのことがなければ、もう、ことがことなので、私は今、いろいろなところに行って、この問題を、県民の皆さんから厳しい声をたくさん伺っています。今、課長がされた説明を、私が私の仲間に話をしても、到底この時点でこうだったという説明では県民の方は納得されないと思いますので、もしその部分が本当に根幹にあって、説明がそれでいいのであれば、ぜひ丁寧に県民の皆さんに説明していただきたいと思います。そう思います。

守屋森林環境部長　先ほど高野委員からも説明が必要だという話をいただきまして、今後、すぐに検討して対応するという話をさせていただきました。永井委員からも処分場の選地のところまで戻ってという話もありましたが、私ども、峡北地域の最終処分場の整備検討委員会というものがあって、まず決めた。それから、もう一度決め直しているという手続を行っております。それも全て、私どもは、どういう資料で、どういう基準に基づいてというのはオープンにやってくるつもりでございます。ただ、県民の皆様は非常に長い、15年にも及ぶ長い経緯の中で、非常にわかりづらい、理解しがたいというところは委員おっしゃるとおりでございますので、今後私どもが県民の皆様が丁寧に説明するというのをどういうふうにやっていくかということは、選地の件も含めて丁寧に説明できるような方策を考えていきたいと思っております。以上です。

(緑化センターについて)

保延委員　　甲斐市の緑化センターについて聞いておいてくれなんて言われましたから、質問しますが、緑化センターは閉鎖ということで進んでいると思っておりますけれども、今後、甲斐市とどのような話し合いをして、どういう格好で、どういうものになるのかわかりませんが、その辺の内容を教えてください。

上島みどり自然課長　甲斐市の緑化センターでございますけれども、今年度末の指定管理者の終了をもって廃止するという事で、来年2月県議会に設置管理条例を廃止する条例を提案したいと思っております。その後、跡地の関係なんですけれども、場所がすばらしくいいところなので、これについては現在、庁内でいろいろ、慎重に検討しているところでございます。

保延委員　　地元では緑化センターをそのまま残していただいてもいいっていう話はたくさんあるわけですが、いずれにしても廃止ということで決定になりましたので、甲斐市とよく、甲斐市でもいろいろ地元としても要望もあると思っておりますし、住宅の密集地で緑豊かなものがありますから、そういうものを生かして、どんなふうにするのか甲斐市とそういう話はしていますか。

上島みどり自然課長　現在のところ、県の跡地利用を検討しておりますし、今後、手続的には県で検討した後、用途廃止になった後、正式には話をするという事になると思っております。

保延委員 　　いずれにしても県だけでなく、やっぱり地元の甲斐市とも話をし、どういう方向に持っていくかということをよく、一方的に県の意見だけでなく、その辺を検討しながらいい方向に進めていただきたいと思います。

上島みどり自然課長 　跡地については非常にいい場所にありますし、また、緑化樹もありますので、いろいろな角度から利用の検討をしていきたいと思います。よろしくお願いします。

( 境川一般廃棄物処理施設への影響等について )

望月委員 　　明野処分場が、今、いろいろ出ており、県民に順に時代を追って説明するということを皆さん今も言っているんですけど、相当な県の姿勢が見えてこない、県民は理解してくれないと思うんですね。これはしっかりと、これは成果を見ながら説明をどのようにしていくか、私どもちょっと今、疑問に思っています。しっかりと県議会にも県の説明というものもまず示してもらいたいですね。

それから、この明野の問題、先ほど永井委員が言ったように、こういうものを無にせずしてもらいたい。それで、次の境川の一般廃棄物の施設への影響と進捗の状況をちょっとお伺いしたいんですけど。

保坂環境整備課長 　県民への説明の件でございますけれども、どんな方法がいいのか早急に検討させていただきまして、速やかな対応をさせていただきたいというふうに思っています。

あと、境川への影響でございますけれども、境川処分場は県内の全市町村で構成します総合事務組合が事業主体となって、事業団が整備と運営を行うということで、今、整備を進めており、用地買収にそろそろ入る予定であります。そうした中で、明野処分場の今回の異常検知でありますとか、閉鎖せざるを得ない状況というものにつきまして、市町村、それから地元によくよく丁寧に説明しながら計画どおり進めていきたいというふうに考えております。

望月委員 　　こういう一つのなくてはならない施設でありますし、とって、またこれがこの地域においては今の明野ではないですけど、皆さんが反対するような状況で、境川もそういうことを踏まえながら、だから相当、真剣に、一般廃棄物の関係、今のこの経済情勢、それからまた各県下の市町村から出るごみ、運搬にもいろいろ、この前も、運搬に距離があってえらいという市町村もあるし、持ち運びもえらいというような状況もちょっと聞いたようなこともありましたけれど、こういうことも全て時代時代を追いながらしっかりと一つ一つを詰めていかないと、明野のような結果を生み出してしまうような。このぐらい見通しておけばいいんじゃないかとか、これぐらいの搬入量があるんじゃないかとか、そんな状況でやってるから、結局結果がこういうことになっていくんじゃないかと思うんです。これはしっかりと明野の問題を踏まえながら、境川のほう、二度とこういう轍を踏まないような進捗を県のほうにお願いしておきますけど、部長どうですか。

守屋森林環境部長 　境川のほうにもきちんと対応すべきという委員の御意見ですが、境川につきましては明野で出てきた漏水検知システムとかの技術的な話と、それから、境川の規模とか、2つ、大きく分ければ懸念される話があると思っております。明野のような漏水検知がないような、しっかりとした工法を対応していくということが一つ。それから、規模につきましては、市町村の総合事務組合からの

委託で環境整備事業団が行っているものでございますが、市町村の総合事務組合とよく連携をしながら整備のほうを進めていきたいと考えております。以上でございます。

望月委員

今、守屋森林環境部長から答弁をいただいたけど、これは本当に真剣に搬入量の問題、それから運営の問題、経営の問題、今の明野のようにしないようにしながら、よく検討してこの建設を進めてもらいたいですね。そうしないと、またこれ、同じような繰り返しでは、これは山梨県自体が県民からもう信用されないような、本当に大きな問題になってしまうと思いますので、それだけはそういった明野のような問題が出ないように成功の一つの大きな施設にしてもらいたい。ぜひその辺を検討してもらいたいです。

守屋森林環境部長 今の委員の御発言を肝に銘じましてしっかり取り組んでまいります。

(明野処分場閉鎖方針について)

保延委員

明野の問題ですが、この間、全国の産業廃棄物の最終処分場のデータをいただいたんですが、この中で異常感知があったというのが3カ所あって、悪いところを直して継続して再開していると。ただ異常検知をしたからもう閉鎖しちゃう。そして汚水が出ているのかっていったら、汚水は出ていない。ただ異常検知をしたっていうことですから、その辺をちゃんと見て、こんなもったいないじゃないですか。55億円もかけて。それで、十何年もかけた施設を税金を投入して閉鎖してしまうなんて。間違えて感知した。現実にそれを調べたら、汚水が漏れていないっていうことだから、ただ誤作動をしたからっていうんで、それを全部捨てちゃうなんていうこと、本当に県民には理解されないと思いますよ。ですから、とにかく今、現実に漏れていないんだから、それを何とか継続してやって、再開するように、やったらいいじゃない。僕はそう思います。ただ異常感知をしただけのことだから。漏ってるんじゃ、どうしようもないけど、漏ってないって言って、ただ異常感知をしただけで、もうそれを全部閉鎖だなんていうこと自体が今まで積み重ねていろいろ税も投入してやってきたものを、どうしてそんな極論を出したんですか。

保坂環境整備課長 明野処分場の漏水検知システムの異常検知につきましては、これまで2回ございました。それで二度目の異常検知に関しましては、専門家で構成される調査委員会を設置しまして、調査報告の中で、今回の損傷と同じような損傷が施工を行っていく上でどこかやはり損傷させてしまって、今後もそういうところがまだあるんじゃないかという可能性が否定できないということで、もしかするとないかもしれないんですけども、今まで2回ありましたので、どこかどこかにある可能性があるんじゃないかと。そうしますと、またそのままごみを入れますと、またごみの重さで異常検知をします。保延委員がおっしゃるように、同様の損傷ですと、水は漏れていないということで、安全性は担保されているんですけども、同様かどうかそこまで掘ってみないとわからないと。ごみをどんどん埋めていきますので、埋めていく過程でまた異常検知をしてしまうということですので、それが実際に今までと同じ状況であったのか、それとも本当に穴があいていて水が漏れている状態かというのは、掘ってみないとわからないということで、このままでは再開できないということで、どういうふうにしたら再開できるかということで、いろいろ検討してきたのですけれども、ほかの方法にしましても、長期間工期を要するとか、あと、さらに赤字が拡大してしまうというようなことで閉鎖せざるを得ないということになりま

した。

保延委員

シートのカバーは三重構造になってるんでしょう。そして現実には2回損傷があったけど、汚水が漏れていないと。汚水も全部調べる装置っていうのはあるんでしょう。そこへ出ていないってことは漏れていないってことだよ。異常感知がしたっていうだけのことでしょ。よその施設だって、みんなそれで異常感知があっても、それを調べて、結局また悪いところを補修をして、再開させるじゃない。山梨県だけ何で閉鎖なの。だって、これだけの数があって、閉鎖をするなんていうのは山梨県だけです。全国的に3つは異常検知があったけど、そのまま続けてやってるじゃない。それで今聞けば、三重構造になって、汚水が漏れてるとかそういうことがあれば、これは問題だけど、ただ異常感知をしたってということだけの原因じゃない。それをそのままそれだけの工事をして、捨てるなんていうことでは本当に税金をどぶへ捨てるようなもの。その辺をもう少し、絶対漏れないってことになれば、別に、異常感知があったって漏れてなきゃ別に問題ないんだから。そこをもうちょっと調査してみてはどうですか。もったいないよ、本当に。全国で同じことをやって、直してそのまま使ってる場所だってあるわけだから。

保坂環境整備課長 全国の中では、公共関与の山間埋立のところでは3カ所異常検知があったということで、それにつきましては確認したところ、その損傷箇所を直した後、ほかに異常なところはないということで、操業をまた始めたというふうに聞いております。とにかくうちのほうもどうにか活用したいと。せっかくなつくた処分場ですので、そんなことで搬入努力もしてきました。どうにかやっていきたいということで、いろいろ考えたんですけども、同様の異常検知だと水漏れはないんですけども、その同様かどうかというのが、ごみが埋め立てられている上からそういう状況がよくわからないんです。科学的に、例えば電気の流れを見て、これは同様の異常検知だから大丈夫だと、このまま埋めていても大丈夫だというようなことがわかれば、そのまま再開ということができるとは思いますが、異常検知をしている。これが今まで2回あった異常検知かどうかというのが、先ほどから申していますように、掘って確認をして、これは今までと同じだと、こういうふうな状況になりますので、そこでやはり続けるわけにはいなくなってしまうというふうな状況でございます。

保延委員

2回とも掘ってみて、漏ってないってことなんでしょう。3回だって同じになる。ただ鳴るだけで漏れてないと。三重でやってるわけだから。だから2回とも結果がそういうことだったら、漏ってないと思うよ。だって、異常感知するのは誤作動で鳴ったんでしょう、原因は。そういうことで、これはもう少し検討して、せっかくあれだけのものを整備してるんだから、再度、そのように検討する必要があると思います。2回とも同じ結果だったのですから。

守屋森林環境部長 今回はさまざまな分野の専門的知識を持った方による調査委員会が設置されて、その中でいろいろな調査をしていただいて、今回の原因の動線との交点2,200カ所あって、そのいずれかのところでまた同じようなことが発生する可能性が否定できないという話があったので、次に異常検知があったときに、本当に下まで漏れる原因が今回と同じかわからないものですから、調査をもう1回しなければならない。そうすると、前回、1回目は3億8千万円の費用と1年以上の工期がかかっております。そういうリスクをしょっていかねばならないということと、利用者側からしてみれば県外へ持っていったら

産業廃棄物の業者さんは、ある程度一定の長期的な契約をするので、いつとまるかわからないという明野の処分場にはなかなか入れられないという御意見もいただいております。そういうようなことを総合的に判断をすると、実際に本格的にこれに対応する直しに、20億円以上、3年以上の工期がかかるとなると、再開するのは困難という判断をしたというところでございます。このような経緯でございますので、ぜひとも御理解いただければと思います。

(廃棄物行政の今後の方針について)

齋藤委員

明野の問題とも関連しますが、私はこの明野の処分場を建設するまでの過程、3代の知事に伝わって現県政が施工して管理するようになったわけですが、当時、全国的に廃棄物処理をどうするかっていうことは、これは行政の一つの柱であったわけです。それで、山梨県は、廃棄物行政をどうするかという、これは産業界がやはり身近で廃棄物を処理することによって産業界の経営にもかかわってくるし、安定して生産されるという、そういうことから廃棄物行政で埋め立てがいいという方針を立てて実はきたんですよ。そうするとここで、例えば、明野の廃棄物を閉めるということになると、では山梨県の廃棄物行政は一体どういう方向に進んでいくのか。行政から廃棄物というものをもうとっちゃうのかということまで言われかねないですよ。これはやっぱり全てそうですけど、廃棄物の処理もそうだし、いろんなそういうごみ処理の問題は行政の課題なんです。行政として課せられている大きな課題なんです。ですから、これを閉めるということになると、山梨県のごみ処理対策の行政はどういう方向で進んでいくのかということをも明確に県民に知らせなければならない。閉めるということになると、廃棄物行政の方針を転換するってということになるんですよ。今までの行政の流れから全く変えて、転換するっていう方向に向くんだというように県民は捉えております。だから、その方針をどうするんだっていうことが大きな課題と考えていかなければならないと思っていますので、考え方をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

保坂環境整備課長 委員のおっしゃるとおり、平成5年当時、公共関与というようなことができた当時、全国の処分場の残余年数が2.5年と。あと2.5年で満杯になってしまうというようなことで、本県にはその当時、管理型の処分場がございましたので、外へ持っていくにも、他県ではかなり自分のところの県の様子も厳しくなってきたので、搬入禁止、搬入規制をするというような傾向が出てきておりました。そういう中で公共関与の処分場を県内につくっていかうというようなことで平成5年の9月に整備方針をつくって、第1号として、明野が平成6年の9月に建設地として決定して動いてきたところであります。

そうした中で、最近の最終処分場の状況といいますのは、平成22年の数字でございますけれども、最終処分場の残余年数13.6年ということで、一時期に比べれば大分余裕ができていたというようなこともあります。あと、県内の産業廃棄物の最終処分の委託処分される量というの、平成5年当時、14万5,000トンぐらいあったものが、今、平成20年には2万4,000トンというような数字にかなり落ちてきています。

そういう中で、今回、明野を閉めるということで、管理型の処分場というのがなくなってしまうわけですが、以前に比べれば大分全国の状況も緩和してきておりますので、搬出事業者の方々には引き続き県外の処分場を確保していただいて、そちらに入れていただくことになってしまいうんですけれども、そうは言いましても、将来どういうふうな世の中になっていくかわかりません。それで、県内の最終処分量が大幅に増加してくるとか、全国の最終処分場の逼

迫感というのが高まってくるというようなことを見込まれる場合には、公共関与の処分場というものについて、どうしていくのか、本県の最終処分場の必要性とか、整備手法というようなものを改めて検討していかなければならないんじゃないかというふうに考えております。

齋藤委員

政治というのは全てそうですが、やっぱり弱者がいれば、まず弱者のことを考えてやるのが政治なんです。企業も、大手の企業は、よそへどんどん搬出すればいいかもしれないけど、小規模の企業っていうのはね、経費がかかるので、やっぱり身近に処分場があればいいなと。そうやって一生懸命、努力している企業があるんですよ。そうしなかったら、企業として自立できない。そういうのがたくさんあることを皆さん、心に入れてもらわなければならない。ただ閉めればいいという問題ではなくて、廃棄物行政を山梨県はこうするんだと、だから皆さん安心してくださいと、それを示さなければ、責任は果たせないんです。行政としての責任を果たせないんですよ。私はそう思っているんです。だから、そういうことをしっかりやるべきだということなんです。その方針をしっかりと出してこそ、初めて、明野の問題は今度どうしよう、経費はかかるけどどうしようという、そういう方向に初めて持っていくことができるんですよ。

だから、それをしなければ、今の横内知事、行政の責任としてどうするんだということを必ず県民から追及されますよ。それは真剣に考えなければならない。そういう時期に来ている今こそ、それをやってほしいということなんです。その点、責任ある部長、いかがですか。

守屋森林環境部長 平成23年5月に境川の処分場の見直しを行いました。そのときに産業廃棄物の最終処分場の分として、赤字が63億円見込まれるということで凍結をするという判断をさせていただきました。先ほど委員がおっしゃられたように、平成元年あたりからものすごく産業界は産業廃棄物の最終処分場がなくて困っていたと。県に強い要請がありました。現在は、課長の答弁もありましたとおり、県外でも最終処分の引受けについては非常に逼迫した状況がなくなってきたと。そのような状況にある中で境川は63億円ぐらいの赤字が出る。それでは新たな県民の負担をお願いするのは厳しいと。それから、今回の明野の処分場につきましても、再び安定的な再開をするために、今回と同じような異常検知が起らないようにするためには、20億円以上の経費がかかり、県外に持っていくことへ逼迫している状況は緩和しているところであるので、非常に県民の理解を得るのは厳しいのではないのかということで再開を断念するという判断を表明させていただいたところであります。決して県はもう産業廃棄物にはタッチしないということではなくて、これは産業廃棄物の最終処分場を整備するには、明野と同じようにものすごくやっぱり年数がかかるものがございますから、最終処分場の整備については当面は凍結する。ただ、知事もこの前、お話しさせていただいたとおり、必要があれば、産業界から、あるいはその他分野の御意見を聞きながらまた検討はするということを述べて発言していました。まさに必要が生じれば県民に理解をいただいて、また検討を進めるということがございます。ただ、当面、これだけの赤字が生じるということであれば、県民の理解は難しいということで再開を断念しているということでございます。決して最終処分場の県の関与をもうこれでおしまいにするというわけではございません。以上でございます。

齋藤委員

そういう考え方が例えばあるのであれば、やはりね、県のしっかりした方針を立てて、そして、そういう弱者の企業に対しても、県は直接の廃棄物の処理

はもう閉めてやらないけれど、どこの県のどこへというように、廃棄物を県が責任持って搬出できるようにしますから皆さん安心してくださいますとか、そういう方針を示してやらなきゃ責任はとれないでしょう。あれだけやっぱり必要であった廃棄物処理を、きょうまでやって来たんだから、それが一つの検証であって、行政としての廃棄物行政をどうするんだっていうことの方針を県民に示さなければならぬんです。そういうことまでしなければ、行政としての責任は果たせないと思っているんですよ、私は。どうですか、その点。

守屋森林環境部長 産業廃棄物の処理責任は排出者責任、いわゆる排出する企業にあります。それを産業廃棄物の処分業者をお願いするということで、全国どこへ入れるかは基本的には産業廃棄物の場合は一般廃棄物の場合と違って企業にある。ですから、一番長期的に入れられる、それから金額的に安いということで、それは企業と産廃業者さんの自由の世界になってきます。そこへ県が入るとということについては、産業廃棄物の処理責任の観点からそれは難しい。どこへ入れるということを県が決めるというのは、それは難しいものと考えています。以上です。

(明野処分場に関する新聞報道について)

齋藤委員 では、それは、しっかりした検証をして県民にわかるようにしてください。もう1点。皆さんは廃棄物処理して黒字が出ます、大丈夫、黒字になりますと言ってスタートした。しかし、先日の新聞を見ますと、県のある職員がこんな最初から赤字になるのは当たり前だというような記事が出ました。そうなりますと、私なんかはまだ県議会議員になってわずかですが、それをまじめに受けて、議会で議決した皆さんの顔はどうなるんですか。あの記事を見る限りは、最初から県は赤字なんか当たり前だっていう感覚で議事をだまし、県民をだましてきたと言っても過言でないと思っています。それについて、部長どう思いますか。ちょっと教えてください。

守屋森林環境部長 あの記事は私も拝見させていただきました。どういう職員がどういう観点から発言をしたかは存じ上げていないところでございます。ただ、その都度その都度、判断をしたその根拠とか、どういうデータに基づいてやったのかというのは、先ほど課長からも答弁がありました。2年近くのタイムラグがありますので、そういうところで結果的には違った方向にはなっているんですが、その都度、判断したときの根拠について、決して間違っているものではないと考えています。

齋藤委員 私どもは1期生ですからね、責任はない。実際、県民が言っています。議会もああやってやったんだから議会にも責任あるんじゃないかと言っている県民もいるんですよ。だから、その問題は、そんな簡単に考えてやるべき問題でもないし、職員も責任を持って、公務員としての自覚を持ってやっていかなければ、県民を欺くことにもなるし、やっぱり県民はしっかりして見ていますから、その姿勢をしっかりやって、責任ある行政を進めてもらいたいというふうに思います。答弁は結構ですが、言うておきます。

(過去の明野処分場の収支見直しについて)

安本委員 済みません、齋藤委員の最後の質問とちょっと重なるかもしれないんですけども、私、県職員でいましたけれども、何か不祥事があった場合はまずおわびをして、そして原因究明をしっかりとって、そして再発防止策、このことを

しっかりやっていくんだよということを言われましたし、もう一つは、新採用のときにも、報告をちゃんと、何かあったら報告をしなさい。いいことの報告は遅くてもいいけれども、悪い報告ほど早く出すようにというふうに言われました。そういうことと、平成21年の11月のときに時計の針を戻して申しわけないんですけども、35億円の赤字を報告した、経営審査委員会の報告書の中に、確かに採算性確保の議論も重要ではあるが、県としての責任を果たすために必要不可欠な施設だと。こうした点を踏まえて、県民の負担を最小限に抑える努力をと、こういうふうに書いてありまして、1,800万円の黒字が実際に搬入が始まって、知事がおっしゃいまして、今、見直しをしてもアバウトなものしか出ないから搬入をしてみればもう少しきちんとした数字が出るからってということで、第三者でやっていただいた結果、35億円の赤字で、本当にもう仰天したわけですけども、この県民の負担を最小限に抑える努力を、確かに必要な施設であればということには納得した気がします。

今回、知事が閉鎖を決断されるということで、私も2期生ですけども、それ以前の議会としてこの経過についてどういう対応をしてきたのか、本会議の議事録はすぐ読めましたけれども、常任委員会はなかなか検索が難しくできなかったんですけど、予算特別委員会の議事録も読ませていただきました。そういう中で私もやっぱり、いろいろな反対運動があって、赤字っていうことをなかなか言えなかったんだらうなという思いはあるんですけども、私が1期生で最初にあった予算特別委員会が20年の3月に行われていまして、傍聴に行きました。先輩議員が7,300万円の黒字だっていう収支計画、その当時、19年に出ていたというふうに思いますけれども、搬入単価がインターネットで調べると、県の積算は高過ぎると。こんなになるはずがないという質問をされていまして、たまたまそのインターネットの根拠とかっていうものが曖昧で、ちょっと記載の誤りもあったので、時間がなくて終わってしまったんですけども、翌年の20年5月の概算収支計画1,800万円の黒字については、本当に予算特別委員会で県議会議員は、県議会議員って県民の声だというふうに思うんですけども、厳しい指摘をしています。3年ぐらいだったでしょうか、その後の県議会でも見通しの甘さは指摘してきました。このことについて余り触れたくはないのですけれども、ちょっとその当時の、先ほどの齋藤委員に対する部長の答弁を聞いていますと、最適な積算をしたっていうふうにおっしゃいますけれども、私はそうじゃなかったんじゃないかなと感じられます。

私は県議会でも、そして、これはある議員に対する当時の部長の答弁ですけども、判断の根拠があって、今の見積りで当面は行かせていただきたいというふうに思っておりますというふうに答弁されているんですけども、それだけの指摘があったのにそこでやっぱりきちんとした見積りしますって、県議会として言ったんだけど、見積りはされなかった。で、実際に搬入して状況が赤字になったら出しますというふうに言われたのも、反省すべき点はあるんじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

守屋森林環境部長 結果的にこのような赤字が生じたということは大変申しわけないことであります。当時の、それが正しい、まさしく妥当かどうかという話は別にいたしまして、そのときの判断の根拠自体は一番とり得る、最新の15年の実態調査の数字だとか、他県の公共関与の最終処分場の料金単価を見ながら設定したというような話でございます。ですので、結果的にその判断が間違っただけでこのような赤字が生じたことはたしかで、これは大変申しわけない結果になってしまったわけですが、そのときにとった当時の県の判断も決して全くだめだったというわけではないというふうに考えているところでございます。



安本委員

その当時の議事録を見ても、みんなわかってる、赤字ってわかってるけど、1,800万円の黒字なんだって、こういう厳しい指摘もありました。私は早くそういうことが出ていけば、先ほどの事業団の審査委員会、赤字だけ採算性は度外視しても必要な施設なんだということが県民にしっかりと早い段階から理解されていけば、赤字になってもそのための知恵って早くから出てきたんじゃないかなというふうに思いまして、やっぱりきちんとそういう可能性、幅があると思います、概算ですのですね。でも、赤字になる可能性もありますっていうくらい言っておかないと、でも35億円だったっていうのはちょっと納得できなかったの、話をさせていただきました。

(明野処分場で採用した漏水検知システムについて)

もう1点は、今回、処分場閉鎖という決断をされるについては、漏水検知システムの信頼性が損なわれているということだと思いますけれども、この漏水検知システムを、先日いただいた資料ですと、3種類あって、山梨県の場合はELLシステムということになったということなんですけど、入札を県がやったわけでないのどこまでわかるかわかりませんが、どうしてこのシステムの採用になったのかちょっとお聞かせをいただきたいと思います。

保坂環境整備課長 漏水検知システム、ELLシステム採用についてでございますけれども、その入札方法といいますのは、本体工事と一体となって発注をしております。その本体工事の実施設計の段階で当時多く使われていたのは6つシステムがありました。その中で、測定精度とか経済性、実績などの比較を行って、実施設計の段階で4つのシステムを選定しております。そして、本体工事と一体のものとして発注するときに、性能発注ということで、検知システムは電気的方法によること。検知位置の精度は直径1メートル程度の範囲で特定できること。あと、上層遮水シートについての検知ができるものなど、そういう条件をつけて発注を行っています。

安本委員 発注されるときに、このELLシステムは全国で実際に稼働していた実績はありましたでしょうか。

保坂環境整備課長 実施設計で検討したときの当時の資料を見ますと、ELLシステムは、16件の実績がありました。

安本委員 ということは、県としてはこのものについて、同種のシステムのいろいろなものの中でもこれが採用されても大丈夫だという確信は持っていたらよかったということでしょうか。

保坂環境整備課長 当時としまして採用の妥当性といいますか、性能発注の条件を満たしていたということと、あと、4つの中で最も実績が多かったと。ほかのところは1桁台でありまして、ELLシステムが16件ということで、そんな状況でありましたので問題ないものというふうに判断したと考えております。

(明野処分場閉鎖後の異常検知について)

安本委員 一番実績があったのが、一番よくわからない不具合を起こしたということなんだというふうに受けとめました。

もう1点は、今後のことで、今回の代表質問の中でも閉鎖については覆土をされるということを伺いましたが、原因がよくわからなくて、異常をおこして感知するシステムの上に、さらに重量をかけることについては私はすごい危険があるというふうに思うんですけども、また覆土中に異常検知をする可能性としてはないというふうにお考えでしょうか。

保坂環境整備課長 廃棄物処理法で、埋め立てを終了するには最終覆土を行わなければならないというふうになっておりまして、その最終覆土は明野の場合は1メートル、土を盛るということで、廃棄物から上1メートル土を盛らなければいけないということでありまして、委員が御指摘のように、異常検知の可能性というものが絶対ないというふうには言えませんので、異常検知の可能性も考慮して施工方法について検討して実施していきたいと考えております。

安本委員 1メートルの覆土ということは、形状としては平らにはならないということと理解していいですか。

保坂環境整備課長 今、調査のために掘っております。30メートル、70メートル、深さ10メートルぐらいですね。そこについてはある程度平らにしなければ、開口部をふさがなければならないということで、平らにしていかなければならないというふうになっています。

安本委員 閉鎖の跡地利用ができるようになるまでにはいろいろなことを考えられているのかもしれないですけども、それと覆土と異常検知の関係についてはよく検討していただきたいと思えます。

きょうも皆さんから出ていましたけれども、やっぱりいろいろなことが長い期間の行政の中であるわけで、知事が就任されたときは中部横断道で県費大幅に削減されたというのもありましたし、私もかかわっていた土地開発公社についても最後はすごい赤字になってしまったんですけども、でも、私が考えれば、もうずっと携わってまして、そういったものが非常にノウハウがあって、誘致した企業の山梨県の税収も考えれば、またほかの雇用とかも考えれば、細部のことだけで批判されるのは少しいなというふうに思いましたけれども、やっぱり長いスパンでやるものって、いろいろな社会情勢を考えていかなければいけないので、一番最初に言いましたが、何か変わったらそのところでやっぱり一旦きちんと考えて、赤字になるとは思っていなかったと言いますけれども、そのところは今、非常に社会の変化もあるので、これからのいろいろな長い計画を立てる、例えばニアの開発について、この場で言うのがいいのかわからないですけども、将来のことなのでそういったものについては生かしていただきたいなど。そして、県民にしっかりと説明をして、今回のことについても理解を得ていただきたいということを申し上げて終わります。

樋口委員 高木理事はきょうはどこへ。

保坂環境整備課長 きょう、地元財産区のほうへ、明野の今回の方針を決定したことの説明に行かせてもらっています。

(明野処分場の閉鎖日について)

樋口委員 先ほど請願の取扱いで申し上げましたけれども、やはり地元、北杜市、それ

が大事なことでありまして、まさにきょう、議会の委員会じゃなくてそちらへ行っているということの重要性は理解しております。

そこで、閉鎖の方針を公表しましたけれども、閉鎖をしたらその後10年、水処理や覆土処理をして調査をしていくということですが、閉鎖日をいつにしようということをもう方針として決めていますか。

保坂環境整備課長 閉鎖日をいつということはまだはっきり決まっておりません。今後、最終覆土をして、埋め立て終了届けを出したところから水処理が入りますので、埋め立て終了のところまで閉鎖ということが言えるのかなというふうに考えております。

(明野処分場の最終収支見通しについて)

樋口委員 それぞれが本会議の代表質問等々で意見を、会派、議員の意見を述べているというふうに思いますから繰り返しませんけれども、改革プランを改定していくということでもあります。その中で詳しくまた方針というか考え方を公表していくというふうにとっておりますけれども、今後の対応についての収入・支出のところなんですけれども、これは10年を目安に策定をしたものというふうに理解をしてよろしいんですか。

保坂環境整備課長 この収支見通し54億5,400万円の赤字というのは、閉鎖をしてから10年間の水処理を見込んでいます。そこが終わったところで最終収支ということで書かせていただいております。

樋口委員 覆土や水処理で10年ということをよく聞くんですが、その中でさらに話を伺うとその10年の中で2年ぐらいの調査期間を経て、安全性に問題がなければそこで終了すると。閉鎖から終了まで極論すると2年で済むというふうに、私は聞き取れたんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

保坂環境整備課長 委員がおっしゃるとおり、2年間排水等の基準が適合すれば、処分場廃止ということになります。とりあえず今、10年間を見込んでおりますけれども、数値が基準内になったところから2年間適合していれば処分場廃止ということで、10年はあくまでも目安ということでございます。

樋口委員 もっとキャッチボールしたいんですけど、時間がありませんから、トン数で言うと約1割、立米で言うと2割ですか、ちょっとそれ、間違ってるかもしれませんが、つまり5.5年の埋め立て期間が2.2年しか操業できなかったということですから、当初の10年間よりもずっと安全性は高いといいますが、十分な安全性をつくり上げられるんじゃないかなと、あるいは予算がこんなにかからないんじゃないかなという希望も持てるような気もするんですけども、それはいかがでしょうか。

保坂環境整備課長 委員のおっしゃるように、埋め立て量が容量で23%ぐらいであります。ですので、維持管理期間を10年というふうに見込んで収支を出しておりますけれども、これが短縮になるかもしれませんが、これは、やってみないとわからないということで、今のところ何とも言えない状況であります。

樋口委員 この図の下のほうに、国からの交付金も返さなければならなくなった場合は、というふうな記載もありますから、私が言いたいのは、先ほど安本委員も意見

を申し上げていましたけれども、1,800万円の黒字が35億円の赤字になったという経験を僕は持っているんですね。ぜひ幅を持たせて、わかるように説明をする。10年でこれだと言って、また後で、実は国に返さなければならなかった、これだけあったよと。そうしたら県民は、ああ、なんだ、またかという思いにとらわれると思うんです。ぜひその辺を改革プランの中でしっかりとプラン設定をして、先ほど多くの委員の皆さんから県民に説明せよ、そして繰り返すなという話でありますから、そういったものを設計してほしいなと思いますけど、いかがでしょうか。

守屋森林環境部長 当初1,800万円の黒字が35億円の赤字、48億円の赤字、最終的には50億円を超える赤字と、大変申しわけない事態と考えております。今、委員おっしゃいました第1次改革プランの見直しに当たりましては、しっかりと今の委員の御指摘の点も踏まえて作り、策定をいたしまして、2月の議会までには委員の皆さん方にまたお示しできるようにと考えております。以上です。

(明野処分場の訴訟について)

樋口委員 施工業者の責任について県は強調しておりますけれども、もちろん漏水検知システムが二度も誤作動を起こしていて、それがなければ続いているわけですからそれは当然だと思いますが、2年間の瑕疵担保責任というところが今後、裁判の争点になってくるように思いますが、その2年間の中でいつ事故が起きて、いつから1回目の裁判の訴訟をしたのか、その辺について教えてください。

保坂環境整備課長 業者から本体工事の引き渡しを受けたのが平成21年の3月30日でございます。そして、請負契約書にあります瑕疵担保の関係の2年というのが、それから2年でございますので、23年の3月の末ということになります。異常検知が起きたのが22年の10月の頭でございます。裁判を起こしたのが24年の11月19日でございます。ですので、裁判の日から申しますと、2年は超えているという状況であります。

樋口委員 事故が発覚したのは2年以内ということですか。それが争点の一つにはなってくるんじゃないかなというふうに思います。また裁判のことですから、それ以上ちょっと聞きませんけれども。

(明野処分場閉鎖方針の県民への説明について)

やはりほかの議員と同じようにいろいろなところでいろいろな話をして、いろいろな御意見を伺います。県は業者の責任を強調するけれども、では、業者を選んだ責任はどうなるんだということをよく聞きます。きょう、たまたま1日中、指定管理者のことについて、選定方法についても議論しました。ぜひ、県民への説明、説明責任の一つとして、どういう方法で選んで、どういうことだというようなことも、できるならば県民への説明の中に加えていただきたい。その辺どうでしょうか。

保坂環境整備課長 性能発注ということで、一般競争入札で請負業者を決めまして、業者のほうはELLシステムを採用してきたというような経緯でございます。これらについてもできる限り説明をするようにさせていただきたいというふうに考えています。

樋口委員

最後に、齋藤委員もおっしゃられましたけれども、今後の廃棄物処理行政であります。5年ぐらい前でしょうか、産業振興ビジョンをつくって、本県の産業をしっかりと発展させていこうという大きな前提のもとに暮らしやすさ日本一の横内県政が成り立っていると思っております。先ほどもお話がありましたけれども、例えばとまればっかりの処理場じゃ役をしないから、業者の皆さんも必要ないと言ってるよとか、あるいはいろいろなことで知事がそういうふう判断されたということでもありますけれども、もう少し、改革プランになるかどうかわかりませんが、客観的に、当事者はどう思っているとか、こういうことだから当分凍結しますよとか、あるいは逆に、リニアが通り、中部横断道が通って、産業を興していこうというときに、要らないという議論はまた逆行する話にもなりますから、相反する話にもなりますから、その辺の整合性をしっかりと、先ほどの県民への説明の中でもお示しをいただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

守屋森林環境部長 今後、改革プランの見直しをする中でもしっかりとこの点を踏まえてつくり、策定していきたいと考えております。

(明野処分場の訴訟について)

山田委員長

委員長から1点確認なんです。保坂課長、先ほど、施工引き渡し後2年以内の瑕疵担保責任で、それからたしか6カ月以内の裁判提起が規定だったように思うんですが、裁判が24年に起こしたって聞いたんですが、その辺のところだけちょっと私が確認をしておきたいんですが。

保坂環境整備課長 今、委員長おっしゃるように、24年の11月に裁判を起こしています。それで、瑕疵担保責任の期間の2年間のところですね、異常検知が発生し、その3月の末のところも含めて、原因の究明の調査をしておりましたので、その結果が出ていないということで、その辺も裁判所のほうに説明させていただいているところです。

その他

- ・本委員会が審査した事件に関する委員会報告書の作成及び委員長報告については委員長に委任された。
- ・閉会中もなお継続して調査を要する事件については配付資料のとおり決定された。
- ・継続審査案件調査の日時・場所等の決定は委員長に委任され、閉会中の継続審査案件調査を1月下旬から2月上旬の間に実施することとし、詳細については後日連絡することとした。

以上

土木森林環境委員長 山田 一功